

年報

第18号
(平成25年度)

特集

過疎問題を概観する

智山教化センター

I 緒言	1
II 平成25年度教化年次テーマの推進	4
A. 研修・講習会の開催	4
B. 教区教化研究会と本宗の新しい教育制度について	10
C. 出版物と教化資料・教材	16
III 教化推進レポート 特集過疎問題を概観する	18
1. 過疎とは何か～国の施策から見る過疎問題～	19
2. 浄土宗、浄土真宗本願寺派、日蓮宗の過疎問題への取り組みについて	23
3. 本宗(寺院)の過疎化の現況は、どうなっているのか?	28
IV 教化推進の展開・育成・視点について	32
・御詠歌による教化活動の道「御詠歌オペラ」	
～御詠歌オペラの成立とその後の可能性～	32
・教化指導者養成への取り組み－教師講習所(教化専門科)	34
・アンケートからみる住職・教師・寺庭婦人の インターネットとの関わり方	35
V 専門員レポート	36
・進化するメディアと宗団との関わりについて	36
VI Essay File 教化年次テーマ「仏さまに祈る」	38
・仏さまに祈る	38
・教化雑感	39
VII その他	40
・購入図書・寄贈図書・資料　宗内寺院・教会刊行物	40
・智山教化センターの役割と活動／智山教化センター構成員	裏表紙

I 緒言

～これから、檀信徒とともにできること～

智山教化センター センター長 片野 真省

はじめに

この世の中は^{はやすた}流行り廃りがくり返される。「流行は繰り返される」というし、ファッションではスカートの丈だったり、「今年の流行の色」ということもよくメディアで耳にする。しかし、流行は繰り返されるものであっても、本当によいものは洗練されスタンダードとなる。これは音楽でも同じだろう。数十年前に親しんだメロディーがTVコマーシャルから流れて耳にすると、とても懐かしい気分やほろ苦い記憶が蘇ったりする。われわれの世界は流行り廃りの世間からかけ離れた感じもするが、こうした流行り廃りに振り回され、情報化社会で自身の立ち位置を見失っているのは確かなことであろう。

流行るものはいつか廃れる。このフレーズは釈尊の「諸行無常 一切皆苦」と重なってくる。世の常をど真ん中からいい当たた釈尊の言葉のように、われわれも同じまなざしから現代社会の現象を見つめていたい。しかし「寺院は単なる風景の一部に過ぎない」とか「葬式は要らない」とメディアをとおして伝えられると、冷徹には見ていられなくなる。反論の言葉の数々が溢れてくる。だが反論の前に、この現代の情報化社会にあって、まず自らの立ち位置を確かめ、さらにこれまでの自分の来し方を振り返ることを愚直にやってみたい。反論はそれから。否、反論は恐らく何もない。何故ならそれは因果応報だから。すべてはわれわれが

成してきたことの結果が、この現代社会に顕現しているのだから。ものの本質は流行り廃りの中に確かに身を隠している。そして、われわれには「寺院と檀信徒との関係をどうするか?」今はこれしかない。檀信徒とともに寺院はどうあるべきか?「法は人によって弘まる」「物の荒廃は人による」。お大師さまの言葉が脳裏をかすめる。

既成の体質に新しい風(発想)をそそぎ込む

真言宗智山派は既成教団という伝統教団のカテゴリーにある。既成教団とは本質的に最良のものを保持しているから、信仰が綿々と受け継がれ長い歴史と伝統を積み上げてきた。流行り廃りの振り幅を恐らく自ら制御しながら今日に至った。その一方で、既成教団は即応性や柔軟性が著しく欠落するのは伝統の習い度もあるだろう。そして、当然のことながら、その教団に帰属する寺院・教会もこの体質にどっぷりと浸かっている。

平成25年度の真言宗智山派は、教育・教化の面から、大きな方向転換が行われた。新教育制度が4月よりスタートして、教師の生涯研修(六級昇補を含む)と指導者養成、布教師養成さらに寺庭婦人の研修など様変わりした。各教区で開催される教区講習会や教区教化研究会へ講師として出講する機会が増え、こうした制度改革に間に合わないのが講師・指導者の

I

緒言

人材不足であり、指導者の養成は急務である。そして、その指導者の養成までも、実動機関の智山教化センターが担わなければならないジレンマがある。

それと平成25年4月から本宗の教化目標と教化年次テーマが再編された。ご承知のように教化目標は「生きる力—安らかなる心をともに」となり、4年間はこのテーマが本宗の教化推進の指針となる。そして25・26年度の教化年次テーマは「仏さまに祈る」。強調する教化活動として、智山勤行式・お仏壇・十善戒・発心式・青少幼年教化が推進されている。教化目標設定の経緯については、『宗報』等で述べているのでここでは割愛する。教化目標はこれまでの「安らかなる心で慈しみを」から「安らかなる心をともに」となったが、教化年次テーマと強調する教化活動はこれまでと変わらない。

つまり、真言宗智山派の教化推進はもはや「何も足さない、何も引かない」。熟成され、完成された領域にあるといえるだろう。本宗の寺院・教会がこの目標・年次テーマの下、強調する教化活動を檀信徒とともに、菩提寺のご本尊さまの前で実践すれば、檀信徒教化は充実したものとなるはずである。現在の教化推進を本宗の教区・寺院・教会・檀信徒すみずみに遍く弘めてゆくことがすべてである。どうかこの実際を住職主管者に懇ろにご理解いただいて、檀信徒とともに宗教的感動を分かち合い、本尊信仰の輪をその地域に拡げ、根付かせて欲しいと祈りたい。

ご本尊空間を檀信徒とともに味わう

教化目標と教化年次テーマそれ自体は、見た目には大して変わらない印象を抱くかも知れない。確かに教化目標の「心で慈しみを」が「心をともに」と代わっただけだが、その主旨はやはり東日本大震災以降のさまざまな状況を

鑑みて、本宗の姿勢を示す意味で変更に到つたわけである(平成26年『宗報』3月号参照)。そして、この数文字の変更ではあっても、智山教化センターの本年度の活動は、目まぐるしい挑戦の一年だったといえるだろう。

現在、智山教化センターは調査・研究部、出版部、研修部の3部門による体制で業務を遂行している。表向きには本センターの活動がダイナミックに展開しているように見えないかもしれないが、実際にはこの3部門が本宗寺院の活動に資する情報・資料提供のために数多くのジャンルで日々邁進している。

調査・研究部ではこれまで寺院におけるこれまでの墓地のあり方について模索し、調査・研究を進めてきた。その区切りとなるものが平成25年6月に開催された智山教師総合研修会の第1分科会「墓地はどこへ行く—永代供養墓は寺院の救世主か?」による情報発信・提案であり、本センターの『年報』16・17号でのレポートである。墓地問題は本宗寺院が抱える喫緊の課題であり、誰もが突き当たる問題である。少子高齢化と人口減少による檀信徒の減少と無縁墓地の増加。宗派の機関としてこの問題に対するひとつの方向性を提示させていただいた。

そして、この次に本宗に立ちはだかる大きな問題が過疎地寺院への対応である。この過疎地寺院問題に先んじているのは、浄土宗、浄土真宗本願寺派、日蓮宗等であり、近年には真言宗豊山派でも不活動寺院の問題が話題となつた。本宗では5年毎に実施される総合調査でもすでに一部調査が始まっているが、本年度の『年報』では調査・研究部が短い期間ではあるが過疎地寺院問題に向き合い、初めての調査研究を手がけた成果をまとめている。ぜひご一読賜りたい。

また、出版部では『生きる力SHINGON』や『智山ジャーナル』、数種類のポスターの企画・

編集に追われる中、新たに「仏事がわかるリーフレット」の企画・編集に取り組んだ。寺檀関係の強化、檀信徒のための信仰増進を目的として編集された今回の2種類のリーフレットは檀信徒用の施本として、檀信徒に仏事に対する理解を深めてもらうためのもので、今回は「ご法事」と「お護摩」の2種類を企画・編集した。ぜひ、各寺院にてご活用いただき、檀信徒が仏事に臨む心を養っていただきたい。

研修部は教化指導者養成のためのプログラム企画と受講生の研修に追われたが、それとともに本年度、最も注目を集め、賞賛されたプロジェクトをおよそ3年の準備期間を経て、世(宗内)に送り出すことができた。それが“御詠歌と布教で綴る「お大師さまのご生涯」(御詠歌オペラ)”である。檀信徒にお大師さまのご生涯について、ビジュアル的に理解を深めて貰うための舞台公演として企画されたこの御詠歌オペラは、密厳流御詠歌のうち、お大師さまゆかりの御詠歌をピックアップして奉詠する。その曲と曲との合間にお大師さまのご生涯の法話や智山声明を挿入するかたちで構成されている。

教区管内の布教師会・遍照講連合会・青年会・寺庭婦人会が協力して、檀信徒教化推進会議や各寺院でも自分たちの手作りで上演できる。それがこの御詠歌オペラの特長である。また、『智山勤行式』の一斎読誦などで、参加者がともに宗教的感動を体感することもできる。このプログラムは本年度にいくつかの教区が既に上演している。今後、他の教区でも弘法大師のご生涯に宗教的共感を得る機会が拡がることを心より念じている。

教化の呪縛から解き放たれる

近年、教化目標や教化年次テーマの「教化」という言葉のインパクト(印象)を問われること

がある。教化とは檀信徒を眼下に見た、いわゆる「上から目線」で、教化という言葉を檀信徒一般の目にさらすのは馴染まないと指摘である。しかし、果たしてそうなのだろうか。今更ここで、教化とは何か?教化論を語る誌面の余裕はないが、こうした意見を耳にすると、教化という言葉へのイメージがこの数十年、硬直化したままかとため息をつかざるを得ない。勿論、われわれが自坊で檀信徒と接する際には、およそ「教化」という言葉を口にすることはない。

教化とは、檀信徒に仏さまの教えを伝えること、それによって檀信徒の信仰が培われる。つまり「上求菩提 下化衆生」なのである。仏さまと衆生を結び、中継するのがわれわれの使命であろう。だから、われわれと衆生との上下関係ではなく、聖なる仏と衆生との関係が基本である。教化という言葉に捉われるより、その教化の内実にもっと目を向けることが、いま大切なではないだろうか。

そして、これまでの教化目標と年次テーマを軸とする本宗の教化推進が、常に檀信徒や衆生のまなざしをどんなに意識して構築されているか、しっかりと見つめて欲しい。檀信徒とともに宗教的感動を得る。菩提寺のご本尊さまが檀信徒の支えとなるために、強調する教化活動を実践するという提案は、これまでの「独り善がり」で「一方通行」の教化とは本質的に異なるはずである。かつての教化に呪縛されている住職・教師にこそ、現在の真言宗智山派の教化推進の本質をしっかりと受け止めて貰いたいと切に願うものである。檀信徒のために、檀信徒とともに菩提寺のご本尊(仏)さまに祈る空間を創る。それが真言宗智山派の教化の“いま”である。

平成25年度教化年次テーマの推進

仏さまに祈る

～智山勤行式、お仏壇、十善戒、発心式、青少幼年教化～

A.研修・講習会の開催

1

教師向けの研修会

智山教師総合研修会

本宗教師のさまざまな研鑽意欲に応えるために宗務庁が主催する分科会形式の研修会。智山教化センターでは2つの分科会の企画運営を担当した。

日 時：平成25年6月4日(火)～5日(水)
会 場：真言宗智山派宗務庁

第1分科会 「墓地はどこへ行く～永代供養墓は寺院の救世主か?～」

現代人の墓意識の変化を探るとともに、「墓地から見えてくる檀信徒教化」について、永代供養墓を中心に参加者と共に考察した。

講 師：楳村久子 氏（京都女子大学現代社会学部教授）
高岡邦祐 智山教化センター所員
鈴木芳謙 智山教化センター所員
司 会：磯山正邦 智山教化センター所員
参 加 者：66名



— 第1分科会 —

第6分科会 「仏さまに祈る～祈りとは何か?実践と伝導」

“祈り”をさまざまな視座から今一度見つめ直し、それをどのように“伝導”（教師や寺庭婦人が媒体となり檀信徒に伝える）できるのかという、檀信徒教化のスタンスを探った。

講 師：棚次正和 氏（京都府立医科大学教授）
鈴木快光 師（東海教区 油山寺住職）
小林崇仁 師（長野南部教区 平福寺住職・大正大学非常勤講師）
司 会：佐藤英順 智山教化センター所員
記 錄：山川弘巳 智山教化センター所員
参 加 者：49名



— 第6分科会 —

教化活動実践セミナー

教化活動の具体的場面を想定し、その状況にあわせた実践研修を行って、教師が体験的に学ぶことを目的としている。

教化活動は、その意義や方法を聞いただけではわからない部分があるため、体験学習を主体とした新しい研修形式として実修に主眼を置き、教化活動者の育成を目指している。

今回は、仏さまに祈る作法を伝える「発心式(継承式)」と、お大師さまが説かれた瞑想法である「阿字観」のセミナーを開催した。

日 時：平成25年9月4日(水)～6日(金)

会 場：別院真福寺

テ ー マ：「阿字観・発心式

一檀信徒へ『仏さまに祈り・出会う』素晴らしさを伝えるためにー」

内容・講師：『阿字観』伝授、『出家受戒作法』伝授、『発心式』伝授

講師：布施淨慧 智山講伝所上座阿闍梨

阿字観指導法解説、阿字観実修

講師：小山龍雅 智山教化センター所員

発心式実修

講師：磯山正邦 智山教化センター所員

継承式実修・事例

講師：片野真省 智山教化センター長

阿字観総論

講師：宮坂宥洪 智山伝法院長

参 加 者：9名(うち教師講習所 教化応用科2名)



— 教化活動実践セミナー —

寺子屋交流会

青少幼年教化、特に寺子屋活動に携わる教師・寺庭婦人・寺族を対象に開催し、参加者同士の活動紹介やワークショップをとおして交流を深め、各寺院での寺子屋活動の充実に役立てていただく機会とした。また、いつか子どもたちをお寺に集めたいと寺子屋活動に興味を抱く、教師・寺庭婦人・寺族にもオブザーバーとして参加いただき、活動プログラムや実践者の活動事例に触れていただく機会とした。

日 時：平成25年12月3日(火)

会 場：別院真福寺

内 容：ワークショップ－活動プログラムの実習－

①「蓮灯ろうづくり」②「マーブリング」

活動報告座談会

講 師：佐藤雅晴 智山教化センター専門員

福田照塔 師 (成田山新勝寺 教宣課)

佐藤順與 師 (埼玉第2教区 一乗院中)

参 加 者：19名(うちオブザーバー7名)



— 寺子屋交流会 —

愛宕薬師フォーラム

教師・寺庭婦人・檀信徒・一般の方々の知的好奇心に応えるため、仏教、さらには現代社会が抱える問題や社会現象などのさまざまなテーマで講演会を年4回開催した。

本年度も、別院真福寺を会場に各界の専門家による講演が行われた。参加者のより深い理解を促すべく、講演後には質疑応答の時間を設けた。

■第12回 平成25年5月27日(月)

テー マ：「江戸テラマチ～エンタメ、アイドル、デガイチョウ。
江戸のお寺はオモシロイ！～」
講 師：安藤優一郎 氏 (歴史家)
司 会：佐藤英順 智山教化センター所員
参 加 者：51名



— 安藤優一郎氏 —

■第13回 平成25年9月11日(水)

テー マ：「幻想としての大乗一利他行による成仏への道一」
講 師：廣澤隆之 師(大正大学副学長・前智山伝法院長)
司 会：倉松隆嗣 智山教化センター所員
参 加 者：84名



— 廣澤隆之師 —

■第14回 平成25年12月9日(月)

テー マ：「来世への祈り—古代エジプト人の死生観一」
講 師：村治笙子 氏
(古代エジプト壁画研究家、
古代オリエント博物館自由学校講師)
司 会：山川弘巳 智山教化センター所員
参 加 者：37名



— 村治笙子氏 —

■第15回 平成26年2月28日(金)

テー マ：「『生き甲斐』を手に入れるための究極の方法とは
—『律』に学ぶ生き方の智慧一」
講 師：佐々木閑 師 (花園大学文学部仏教学科教授)
司 会：松平實心 智山教化センター所員
参 加 者：60名



— 佐々木閑師 —

檀信徒向けの研修会

檀信徒研修会

全国の檀信徒が、信仰を深め、日々安らぎに満ちた生活を送っていただくことを目的として、総本山智積院に集い、お釈迦さまやお大師さま、興教大師さまの教えを学ぶとともに、さまざまな宗教体験（智山勤行式、御詠歌、写経・写仏、阿字観など）を実修するために開催した。

第16回 檀信徒研修会

日 時：平成25年10月10日(木)～11日(金)

会 場：総本山智積院

テ ー マ：「お釈迦様と真言宗」

内容・講師：解 説「“智山派檀信徒”的おつとめ

—『智山勤行式』—

講師：佐々木大樹 智山伝法院常勤講師

実修1「写経『般若心経』」

講師：佐藤雅晴 智山教化センター専門員

実修2「御詠歌」

講師：漆山照隆 密厳流遍照講指導師範

滝吉照誉 密厳流遍照講指導師範

分散会 テーマ「宗教体験の喜び」

法 話「お釈迦様のご生涯と教え」

講師：福田亮成 智山専修学院長

写経納経 檀信徒法要

参 加 者：111名



— 第16回檀信徒研修会 —

教区教化研究会・檀信徒教化推進会議の開催促進のために

教区教化研究会・檀信徒教化推進会議 運営セミナー

各教区の教区教化研究会と檀信徒教化推進会議の企画・運営に携わる教師を対象に、開催の意義や、開催・運営手法を学ぶためのセミナーとして開催した。

日 時：平成26年3月13日(木)～14日(金)

会 場：別院真福寺

テ ー マ：「教師の研修機会と檀信徒の宗教体験

—教区の役割と教区教化研究会・檀信徒教化推進会議—」

内容・講師：基調講演

「教区教化研究会と檀信徒教化推進会議

—なぜ開催するのか？ 教区の役割は何か？」

講師：片野真省 智山教化センター長



— 運営セミナー —

事例紹介「教区教化研究会・檀信徒教化推進会議の開催事例」

①地元の諸問題をテーマに取り上げた教区教化研究会

平成25年度 安房第3教区教化研究会

テーマ：「永代供養墓の現況とこれからのあり方」

発表者：粕谷栄俊 師（安房第3教区 德藏院住職）

聞き手：元山憲寿 智山教化センター所員

②檀信徒教化推進会議で御詠歌オペラを取り上げた事例

平成25年度 栃木南部教区檀信徒教化推進会議

テーマ：「お大師さまと祈り」

発表者：倉松秀文 師（栃木南部教区長） 岩田憲永 師（栃木智山青年会長）

聞き手：松平實心 智山教化センター所員

分科会：「教区教化研究会を企画する」

分科会：「檀信徒教化推進会議を企画する」

全体会：「各分科会の報告」

参加者：53名(50教区)

6

その他（企画・運営協力）

第53回中央布教師会総会

中央布教師会は、各教区の布教師会会长が集い、年1回総会を開催している。その企画・運営に協力した。

日 時：平成25年4月24日(水)

会 場：別院真福寺

内容・講師：問題提起 ①「布教師のあり方、心得について」

講師：原 豊壽 智山教化センター専門員

問題提起 ②「教化目標・教化年次テーマへの取り組みについて」

講師：片野真省 智山教化センター長

分 散 会：テーマ「教化年次テーマへの取り組みについて」

全 体 会：各分散会の発表

参 加 者：60名(うち教化委員6名)

第21回智山寺庭婦人連合会総会

寺庭婦人連合会は、各教区の寺庭婦人会会长が集い、年1回総会を開催している。その企画・運営に協力した。

テー マ：「法を受けつぐ～お釈迦さまから智積院まで～」

日 時：平成25年9月27日(金)

会 場：別院真福寺

内容・講師：講演「平成25年度以降の教化目標・教化年次テーマについて」

講師：片野真省 智山教化センター長

放映『古寺名刹こころの百景（第25話）智積院〈京都〉』（BSフジ放送）

講演「法を受けつぐ～お釈迦さまから智積院まで～」

講師：鈴木晋怜 智山伝法院副院長

質疑応答

司会：小山龍雅 智山教化センター所員

参加者：46名

伝法院開設講座

真言宗智山派の研究機関として、智山伝法院では教育・研修の一端をになうため開設講座を開催し、教師・寺庭婦人の学習の場を設けている。智山教化センターは2講座を智山伝法院と共同企画した。

■「阿字観指導者のための教理と実践」

教相・事相・教化などさまざまな視点から毎回違った講師に阿字観についてご講義をいただき、その後、阿字観の実修を行うことで、阿字観道場を開設して、指導者としての知識や経験を積む場とした。

■「寺院活性化論－檀信徒と共に寺院を元氣にするために－」

檀信徒が、安らかなる心を体得するために寺院はどのような活動をすればよいのか。教化目標「生きる力－安らかなる心をともに」の実現に向け本宗が推奨している教化活動の実際について講義と実修を中心に研修した。



阿字観指導者のための教理と実践



寺院活性化論－檀信徒と共に寺院を元氣にするために－

B.教区教化研究会と本宗の新しい教育制度について

教区教化研究会とは

教区教化研究会は『宗制』の中の「真言宗智山派教化規程」第5章に定められ、その目的は第25条に「教区は、寺院教会の教化活動を支援し、活発ならしめるために、教区教化研究会を実施する」とある。内容をより具体的に知るために、教区が実施するもうひとつの研修機会である「教区講習会」と比較すると、教区講習会は『宗制』の「真言宗智山派教育規程」第10章に定められ、第101条に「本宗は、僧侶及び教師に必要な事教二相及び教化等に関する知識の増進並びに信念の涵養のために、各教区に教区講習会を開設する」と目的が示され、第102条に「講習会は、七十分の講義をもって一単位とする」、第103条に「講習科目は次の通りとする。事相、教相、教化、詠歌その他必要な科目」と内容が規定されている。

このように『宗制』は、“教区教化研究会”を「教化規程」に定める“教化”的研修機会、“教区講習会”を「教育規程」に定める“教育”的研修機会とする。

つまり、教区教化研究会は、寺院・教会という教化の現場で起こっている諸問題、教師が直面している様々な苦悩に向き合い、その解決方法や将来的な課題を話し合う場であり、寺院・教会、すべての教師を、教区や宗団がサポートするための研修会であるといえる。

教区教化研究会 開催数の推移

教区教化研究会は、平成9年度からの本宗の新しい教化推進施策の柱として導入された研修機会である。これは、寺院・教会が抱える諸問題を議論する研修機会が必要とされた結果であり、葬儀、墓地、少子高齢化、過疎化等々の寺院を巡る諸問題も、平成9年当時すでにその萌芽がみられていた。こうした諸問題を検討するに、教育の研修機会はもとより、寺院の教化活動を活性化するための研修会が必要とされたのである。

以下は、平成9年からの教区教化研究会開催数の推移と、多かった研修テーマの変化である。

年度	開催教区数	主な研修テーマ
H 9	11	「智山勤行式(教化年次テーマ)」
H10	14	「お仏壇(教化年次テーマ)」
H11	13	「御詠歌(教化年次テーマ)」
H12	15	「阿字觀(教化年次テーマ)」
H13	13	「仏教徒としての生き方を知ろう(教化年次テーマ)」「葬儀・仏事」
H14	16	「仏事の大切さを知ろう(教化年次テーマ)」「十善戒」「葬儀・仏事」
H15	27	「仏教徒としての喜びを味わおう(教化年次テーマ)」「写仏(教化年次テーマ)」「阿字觀」「十善戒」
H16	28	「結縁灌頂(教化年次テーマ)」「十善戒」「弘法大師入唐1200年」「寺院を巡る諸問題」
H17	30	「唱える(教化年次テーマ)」「寺院のあり方」「戒名」「墓地」

年度	開催教区数	主な研修テーマ
H18	28	「拝む(教化年次テーマ)」「発心式(教化年次テーマ)」
H19	31	「体感する(教化年次テーマ)」
H20	30	「阿字觀(教化年次テーマ)」「巡礼・遍路・団参(教化年次テーマ)」「カウンセリング」「葬送儀礼」
H21	36	「仏さまに祈る(教化年次テーマ)」「カウンセリング」「葬送儀礼」
H22	34	「葬送儀礼」「仏事」「寺院のあり方」
H23	33	「仏さまと出会う(教化年次テーマ)」「悲嘆教育」「東日本大震災」「葬送儀礼」「墓地」
H24	34	「仏さまと出会う(教化年次テーマ)」「寺院のあり方」「葬送儀礼」「仏事」
H25	38	「仏さまに祈る(教化年次テーマ)」「自死」「葬送儀礼」「寺院運営」

平成9年度の開催教区は11教区だったのに対し、平成25年度は38教区になっている。研修テーマの特徴は、平成9年から数年は「教化目標」「教化年次テーマ」に関するものが多い。これは、新しくなった教化推進施策を教区で周知していただくために、教化センターからも、教区教化研究会のテーマ案として、そうした内容を推奨したことでも要因であろう。しかし年を経るごとに、教区ごとの問題をテーマにする事例が多くなってくる。これは、教区教化研究会の開催意図が浸透してきたことと、そうした開催事例を、『宗報』や運営セミナーで紹介し、相談業務を行ってきたことなども、企画する各教区の参考になったためであろう。

教区教化研究会の今後

平成25年度に本宗の教育制度が変わり、六級昇補のためには、「教師講習所基礎科」2年以上の修了もしくは、70分の講義を1単位として合計30単位以上(その内の15単位は、事相、教相、教化の各5単位を必修)の取得が義務付けられるようになった。単位を取得できる講習は「教区講習会」「教区青年会講習会」「伝法院開設講座」(以上は講義の内容によって事相、教相、教化のいずれかの単位を認定)、「教区教化研究会」「布教師養成所」「密厳流遍照講指導師範養成講習会」(以上は教化の単位を認定)である(平成25年度現在)。このことは、平成25年度の教区教化研究会の開催数、研修テーマに少なからず影響を与えただろう。

しかし省みなければならないことは、教区教化研究会は寺院・教会、教師が抱えるさまざまな問題を、参加者同士が共有し、討論し、自分たちで考えることを主眼としている研修機会であるということである。つまり、六級昇補単位取得のために70分間ただ講義を聴講するだけでは、教区教化研究会の本来の目的が見失われてしまう可能性があるのである(※ 新教育制度と教区教化研究会の単位認定の詳細は『年報』17号 p.10を参照)。

そうならないためにも、六級昇補の単位取得ともなり、かつ、教区の議論の場となる教区教化研究会が企画されるよう、宗務庁、そして智山教化センターは、『宗報』などの出版物、「運営セミナー」などの研修会をはじめ、様々な機会に教区教化研究会の意義を伝えていかなければならないし、一人一人の教師が、自らを省みて、今の自分にとっての課題に向き合えるよう、新しい教育制度も充実させていかなくてはならない。

平成25年度 教区教化研究会

教区	日 時	会 場	参加人数	会合形式	講 師	テマ
岩手	4月15日	エヴァホール大東	28名	講演会→質疑応答 →意見交換	①片野真省 センター長 ②高岡邦祐 センター所員	①平成25年度 「教化年次テーマ」解説について ②自死に向き合う… 相談者の心構え
下総匝瑳	4月27日	薬師寺	32名	講演会→質疑応答 →意見交換	関 義央 伝法院常勤研究員	火葬埋葬の歴史と 現代の問題点について
埼玉第3	5月13日	秩父三十四ヶ所観音靈場	25名	靈場巡礼	①石田秀元 師 ②新井淨法 師	秩父三十四ヶ所観音靈場巡礼
長野北部	5月20日	ささや	35名	実務説明と研修	長野県総務部 情報公開・私学課 小坂利雄 氏 丸田廣司 氏	「社会の中における寺院としての自覚」 part2 「宗教法人の管理運営等に 関する実務説明」
栃木中央	5月20日	花藏院	40名	講演 →ワークショップ	高岡邦祐 センター所員	自死に向き合う —僧侶であるために—
埼玉第4	5月25日	レストランむさし	29名	講演会→質疑応答 →意見交換	片野真省 センター長	教化目標「生きる力 —安らかなる心をともに—」 及び教化年次テーマについて
埼玉第2	5月31日	ホテルメトロポリタン	46名	基調講演 →事例報告	①細川大憲 教学部長 ②渡邊照敬 師	①平成25年度 新教育制度について ②檀信徒とどう向き合うか ～仏さまに祈る教師のありよう
東京多摩	5月31日	八王子エルシィ	31名	講演会→質疑応答 →意見交換	原 豊壽 センター専門員	法話の基礎知識
新潟第3	6月7日	長岡ターミナルホテル	32名	講演会→質疑応答 →意見交換	小笠原弘道 智山年表編纂委員	総本山智積院史②
上総第4	6月12日	東光寺	22名	講演会→質疑応答 →意見交換	片野真省 センター長	教化年次テーマ、 寺院の抱えている問題・課題について
埼玉第12	6月18日	正法寺	約50名	講演会→質疑応答 →騒動現場見学確認	中嶋 栄 師	同和問題 『差別に立ち向かった人々』 武州鼻緒騒動をとおして
京阪	6月24日	ホテルグランヴィア京都	36名	基調講演	平田真貴子 氏	宗教者として 自死とどう向き合うのか
山形庄内	6月24日	延命寺	9名	解説→実技指導 →全体討論	我妻龍聲 講伝所非常勤所員	大般若法要を通した教化の あり方と活用について 「解説と実技指導」
茨城第1	6月24日	水戸プラザホテル	27名	講演会→質疑応答 →意見交換	①鈴木晋怜 伝法院副院長 ②御嶽隆佑 教学部課長補	①自死に向き合う —僧侶であるために— ②新教育制度について
安房第1	6月29日	たてやま 夕日海岸ホテル	21名	記載なし	①鵜飼五大 法務部長 ②佐藤英順 センター所員	①宗勢一般 ②教化年次テーマについて
北海道	7月5日	旭川トーヨーホテル	20名	講演会→質疑応答 →意見交換	①山本匠一郎 伝法院常勤研究員 ②磯山正邦 センター所員	～仏さまと出会う～ 教化に於ける結縁灌頂
奥羽	7月23日	奥羽教区宗務所 求聞寺	15名	講演会→質疑応答	細川大憲 教学部長	平成25年度施行の 新教育制度について
宮城	7月24日	満福寺会館	19名	基調講演→ 全体討論会→質問	細川大憲 教学部長	真言僧侶の目差すもの —新教育制度を踏まえて—
佐渡	8月18日	薬泉寺	16名	寺子屋	管内住職・青年僧侶	寺子屋

教区	日時	会場	参加人数	会合形式	講師	テーマ
埼玉第1	9月4日	薬林寺会館ホール	18名	講演会→質疑応答 →意見交換	宮澤やすみ 氏	現代人の心を惹きつける、 仏像の魅力とは
栃木南部	9月11日	岩誓寺 千年希望の丘・閑上地区	7名	講演会→ 被災地巡礼・慰靈法要	佐藤雅晴 センター専門員	二年半を経過した 東日本大震災を再考する
新潟第2	10月9日	割烹旅館 公楽	20名	講演会→質疑応答 →意見交換	大塚秀高 専修学院副院長	檀信徒からの相談、 その対応について
新潟第1	10月16日	ホテルサンルート新潟	16名	講義→意見交換	山川弘巳 センター所員 補助員 塩地義法 教師講習所教化専門科受講生	「教化推進について ～教化目標と年次テーマ～」と 「十善戒」について
奥羽	10月22日	矢立ハイツ	17名	講演会→質疑応答	倉松俊弘 センター専門員	「いのちと仏教」 ～生と死を考える～
安房第2	10月27日	総持院	16名	講演会→質疑応答 →意見交換	高岡邦祐 センター所員	「追善法要後の法話を どのように展開するか」 (十三仏信仰を踏まえて)
福島第1	10月28日	いわき新舞子ハイツ	20名	講演会→質疑応答 →意見交換	①久野照芳 師 ②秋山経生 氏	①詠歌を取り入れた 布教のあり方 ②寺院運営で知って おきたい宗教法人法
埼玉第7	10月28日	秩父三十四ヶ所観音靈場	16名	巡礼	井桁淨継 師 新井尚義 師	巡礼先達の心得
東京北部	11月5日	別院 真福寺	17名	講演会→質疑応答 →意見交換	細川大憲 教学部長	宗勢一般「新教育制度の を目指すもの」について
山形村山	11月17日	養運寺	21名	講演会→質疑応答 →意見交換	高岡邦祐 センター所員	平成25年度からの教化目標 「生きる力ー安らかなる心を ともにー」の狙いと実践
高知	11月25日	城西館	18名	講演会→質疑応答 →意見交換	細川大憲 教学部長	宗勢一般と 新教育制度について
福島第3	11月25日	郡山あおき斎苑	14名	講演会→質疑応答 →意見交換	高岡邦祐 センター所員	教化目標・ 教化年次テーマについて
安房第3	11月25日	ホテル瀬戸浜	18名	基調講演→ 質疑応答→意見交換 アンケート結果の発表 →意見交換 →講師の指導助言	鈴木芳謙 センター所員	永代供養墓の現況と これからのあり方について
安房第4	11月25日	山荘	15名	事例報告→全体討論	金本拓士 伝法院常勤教授	葬送における習俗について
下総印旛	11月29日	大本山成田山新勝寺	63名	講演会→質疑応答 →意見交換	小林信雄 師	震災復興への道 ー祈りと感謝ー
埼玉第4	2月6日	別院 真福寺	23名	講演会→質疑応答 →意見交換	別院真福寺顧問弁護士 横溝正子 氏	寺院運営で知っておきたい 「宗教法人法」
東京東部	2月13日	浅草ビューホテル	15名	講演会→質疑応答 →意見交換	倉松俊弘 センター専門員	iPS細胞を通してのちを教える
神奈川	2月25日	大本山川崎大師平間寺	約40名	講演会→質疑応答 →意見交換	佐藤隆一 伝法院客員講師	「終活」ー高齢化社会と寺院ー
愛媛	3月6日	東京第一ホテル松山	25名	講演会→質疑応答 →意見交換	佐々木大樹 伝法院常勤講師	「神仏習合と廃仏毀釈」 日本人の宗教観
長野南部	3月6日	ホテルエナビスタ	24名	講演会→質疑応答 →意見交換	鈴木晋怜 伝法院副院長	これからの寺院運営について
北陸	3月16日	持寶院	11名	講演→質疑応答	小山龍雅 センター所員	「通夜・葬儀」について

平成25年度 檀信徒教化推進会議

教 区	日 時	会 場	参加人数	会合形式	講 師	テー マ
埼玉第3	5月 13.14日	秩父三十四ヶ所観音靈場	25名	靈場巡礼	①石田秀元 師 ②新井淨法 師	秩父三十四ヶ所観音靈場 巡礼(後期)
東京多摩	5月28日	別格本山高幡山金剛寺	202名	講演会	谷川真理 氏 マラソンランナー	「忍耐は苦しいけれど その実は甘い」
佐渡	6月1日	トキのむら元気館	110名	講演会→質疑応答 →意見交換	近藤隆俊 教化部長	仏さまに祈る
埼玉第 10.11.12	6月7日	川越プリンスホテル	340名	講演会 →御詠歌オペラ実演	小山典勇 師	弘法大師の人生に学ぶ 考え方と祈りの心
東京北部	6月7日	三宝寺	76名	御詠歌オペラ	無し	仏さまに祈る
栃木中央	6月12日	修徳院	107名	慰靈法要→講演会	被災寺院総代	東日本大震災慰靈法要と 被災寺院に学ぶ
新潟第3	6月24日	メモリーナ中央葬苑 桶忠	82名	講演会→質疑応答 →意見交換	岡澤恭子 氏	ねはん図 絵解き
上総第1	6月24日	かん七	84名	総会→講演会 →質疑応答	加藤義昭 師	仏さまに祈る 「智山勤行式」をお唱えしよう
新潟第1	6月25日	汐美莊	84名	講演会→質疑応答 →意見交換	小山龍雅 センター所員	弘法大師のご生涯とお言葉
福島第2	6月30日	西迎院	105名	講演会→質疑応答 →意見交換	倉松隆嗣 センター所員	仏さまに祈る 一生活の中の祈りー
安房第1	6月30日	たてやま 夕日海岸ホテル	180名	講演会→質疑応答 →意見交換	①鵜飼五大 法務部長 ②佐藤英順 センター所員	①宗勢一般 (宗派の動向と 寺檀関係のあるべき姿について) ②法話 (教化年次テーマ 仏さまに祈る)
安房第2	6月30日	小塚大師 遍智院	57名	講演会→質疑応答 →意見交換	近藤隆俊 教化部長	仏さまに祈る
安房第3	6月30日	圓蔵院	184名	講演会→質疑応答 →意見交換	岡澤恭子 氏	仏さまと出会う旅 (釈迦涅槃図の絵解き)
新潟第2	7月10日	割烹旅館「公楽」	103名	講演会→質疑応答 →意見交換	倉松隆嗣 センター所員	仏さまに祈る「お仏壇」 -家庭での祈り・弘法大師の教え-
栃木北部	7月10日	ホテルニュー塩原	166名	講演会→質疑応答 →意見交換	岡野忠正 師	「結縁灌頂」について
東京南部	10月3日	大田区民ホール アブリコ	122名	詠歌講習→法要 →講演会	柳下千佳 師 岡澤恭子 氏	檀信徒つどいのひろば
安房第1	10月5日	たてやま 夕日海岸ホテル	131名	講演会→質疑応答 →意見交換	村上弘子 智山年表編纂委員	仏教と歴史と食生活について
埼玉第2	10月9日	ベルセゾン	101名	記載なし	松平實胤 センター専門員 相川孝翌 師	仏さまに祈る
埼玉第 7.8.9	10月16日	行田市教育文化センター みらい	408名	講演会	近藤隆俊 教化部長 小川三夫 氏	仏さまに祈る 弟子の育成と祈り

教区	日時	会場	参加人数	会合形式	講師	テーマ
長野北部	10月28、29日	総本山智積院	77名	団参	総本山智積院化主 寺田信秀 犀下	私達の総菩提所・総祈願所である 総本山に団参し仏さまに出会い、 仏さまに祈る事を体験する
山梨	11月2日	圓照寺	110名	講演会→質疑応答 →意見交換	片野真省 センター長	真言宗智山派 平成25年度～28年度教化目標 「生きる力・安らかなる心をともに」
埼玉第1	11月6日	大本山川崎大師 平間寺	133名	団参	龜田義修 師 川崎大師法務課 課長代理	仏さまに祈る 大師とともに
山形庄内	11月7日	観音寺 正法会館	73名	講演会→質疑応答 →意見交換	佐藤雅晴 センター専門員	「仏さまに祈る」東日本大震災を通して 感じ、学び、思うこと
上総第4	11月7日	明王院	120名	法要→講演 →連絡協議会	濱谷隆阿 師	節談説法(興教大師)
新潟第3	11月13日	えちご川口温泉 えちご川口ホテルサンローラ	70名	基調講演→分科会 →全体討論	小山龍雅 センター所員 鈴木快秀 師 池之上芳俊 師	仏さまに祈る
埼玉第4.5.6	11月13日	春日部市民文化会館	399名	講演会	近藤隆俊 教化部長 滝田 栄 氏	仏さまに祈る
東海	11月13日	名古屋市東文化小劇場	370名	教化大会	バイマーヤンジン 氏	密厳浄土へのいざない 響け聲の曼荼羅
上総第3	11月13日	川越成田別院 喜多院	140名	講演会→質疑応答 →意見交換	加藤快雄 師	檀信徒の核家族化・ 高齢化と寺院活動
山形村山	11月17日	養運寺	94名	講演会→質疑応答 →意見交換	高岡邦祐 センター所員	「生きる力 ・安らかなる心をともに―」 その内容と実践
岩手	11月24日	観音寺 みどりの郷	70名	法要→講演会 →ワークショップ	司東道雄 師 小谷みどり 氏 第一生命経済研究所 主任研究員	現在のお寺事情・ 寺院僧侶に求められること
長野南部	11月25日	ホテル・ブエナビスタ	86名	講演会→質疑応答 →意見交換	岡野忠正 師 登嶋巖信 伝法院嘱託研究員	仏さまに祈る 生きる力・安らかなる心をともに
宮城	11月25日	ホテル松島 大観荘	106名	講演会→質疑応答	片野真省 センター長	なぜ葬儀は必要か ーいのちの尊さを問い合わせー
福島第3	11月25日	郡山あおき斎苑	72名	講演会→質疑応答 →意見交換	高岡邦祐 センター所員	仏さまに祈る
栃木南部	11月27日	壬生町中央公民館	360名	御詠歌オペラ→講演 →法要	鈴木晋怜 伝法院副院長	お大師様と祈り
下総匝瑳	1月9日	大本山成田山 新勝寺 大本山川崎大師 平間寺	144名	団参	記載なし	団参
奥羽	2月25日	ホテルサンルーラル大潟	約50名	記載なし	牧宥恵 センター専門員	仏画

計36回 42教区開催 ※「講師」の肩書きは開催当時のもの ※報告書(報告書未提出の場合は開催届)に基づき作成

C.出版物と教化資料・教材

①生きる力SHINGON 檀信徒の「生きる力」を育む仏教総合教化誌

第73号 | 平成25年6月1日発行 頒布数110,193部
特集 他がために祈る

第74号 | 平成25年9月1日発行 頒布数56,982部
特集 十善戒を実践する

第75号 | 平成25年12月1日発行 頒布数88,353部
特集 新年の祈り、さまざまに込められる願い

第76号 | 平成26年3月1日発行 頒布数56,377部
特集 ノゴト、ママゴト、大切なこと。



②智山ジャーナル 智山派教師の自己研鑽と資質向上を目指す専門誌

第65号 | 平成25年6月1日発行
特集 僧侶がiPS細胞を考える

第66号 | 平成25年8月1日発行
特集 ペット供養の考察と実情

第67号 | 平成25年11月1日発行
特集 仏さまに祈る

第68号 | 平成26年2月1日発行
特集 葬送儀礼を考える



③教化年次テーマ啓発ポスター

教化年次テーマ 「仏さまに祈る」
—智山勤行式・お仏壇・十善戒・発心式・青少幼年教化—



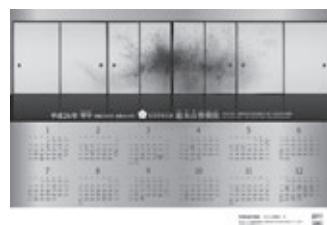
⑤柱掛けカレンダー

季節の草木に聴く
檀信徒頒布用カレンダー
1部100円
頒布数 105,323部



④ポスターカレンダー

檀信徒頒布用B2判カレンダー 1部100円
頒布数 22,474部



⑥檀信徒研修会ポスター

總本山智積院開催の
檀信徒研修会参加勧奨の
ポスター



⑦寺子屋かわら版 Vol.3

寺子屋活動に関する
本宗寺院の交流誌



⑧年報17号

智山教化センターの
1年を報告



⑨教化推進のしおり 平成25~26年度

「仏さまに祈る」

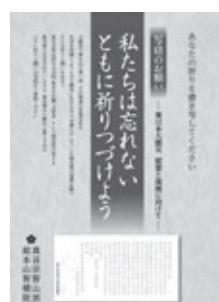
「教化目標」「教化年次テーマ」の意味と意図を解説し、Q&A形式で「智山勤行式」「お仏壇」「十善戒」「発心式」「青少幼年教化」を紹介したしおり

頒布数 64,650部



⑪「写経のお願い」ポスター

住職・主管者、檀信徒に
継続する東日本大震災
一慰靈と復興一写経運動
を周知するためのポスター



⑩阿字觀・月輪觀本尊(パネル型)

真言宗の瞑想法である阿
字觀・月輪觀を行う際の
ご本尊

1枚 3,500円
頒布数 203枚



⑫「写経のお願い」リーフレット

住職・主管者、檀信徒に
継続する東日本大震災
一慰靈と復興一写経運動
を周知するためのリーフレット

頒布数 8,262部



⑬仏事がわかるリーフレット

平成26年3月31日発行
頒布は、4月1日より開始

01 ご法事の意味
-亡き人と出会う時を過ごす-

1部30円



02 お護摩のご利益
-諸願成就を仏さまに祈る-

1部30円



※頒布数は平成26年3月31日現在

III

教化推進レポート

特集 過疎問題を概観する

序論～何故、いま「過疎問題」なのか

国土交通省がショッキングなデータを発表した(平成26[2014]年3月28日)。平成62(2050)年になると、人口減少のため日本の国土の約60%が無人になり、現在よりも無人地域が20%近く広がるというのだ。日本の面積は約38万平方キロメートルあるが、国交省はこれを1平方キロメートルごとに約38万ブロックに分け、それぞれの人口推移を計算した。その結果、現在は約18万平方キロメートルに人が住んでいるが、平成62(2050)年にはその20%で人がいなくなり、60%で人口が半分に減るという。無人の地域は全体の約53%から約62%に広がると試算した。

高度経済成長が始まった昭和35(1960)年頃から急激な都市化が始まったが、昭和45(1970)年頃には地方で過疎化が進行していると国が対策に乗り出した。それから40年経ってようやく厳しい現状が全国規模で実感されるようになった。過疎地域の人々が今まで経験してきたことが、日本全体に広がりつつあるということである。

これまでの過疎は、産業の構造転換や都市化に伴う、農村部から都市部への人口流出が原因であった。だが、これから直面する過疎は、少子高齢化による人口減少という抗い難い要因もプラスされる。

しかしながら、過疎地域にある寺院がこの40年の間、何もせずに「座して死を待つ」という状態だったわけではない。地域に根ざした教化活動を熱心に行うことで、檀信徒との繋がりを深めた寺院も多々ある。過疎問題は、都市部を含め全

国の寺院で「これから来る道」である。しかし、過疎地域の寺院にとっては既に「いつか来た道」なのである。過疎地域には、この問題に関する経験と智恵を有している寺院が多い。過疎問題に目を向け調査・研究することは、全国規模で起こるであろう「将来の過疎地域の寺院」の興隆にとって有効な教化方法を探る一助となるのである。

過疎問題は全国で起きた「社会問題」であるが、「仏教が現代社会を救う」等の過大な期待を自らに課すべきではない。その理念は崇高であるが、崇高であるが故に机上の議論だけで終わる危険性がある。われわれがすべきことは、社会の趨勢を冷静に見ながら、「寺院」という「地域の財産」を活かして、檀信徒とともに護持興隆を貫いていくことである。

国が……宗派が……教区が……ではなく、一寺院が、一教師が、地域に合った「自分の教化スタイル」を作ることが早急に求められている。過疎地域の教化活動にはそのヒントが隠されている。過疎地域といわれる地域でも、その状況は各地さまざまであるし、また同じ過疎地域にあっても寺院の在り方は多様である。過疎問題への認識を深め、各種情報を取捨選択して、自坊の教化活動へ有効に活かすことが肝要である。

智山教化センターでは、過疎問題を数年に亘り継続して調査・研究していく予定である。本年度の『年報』では、過疎問題導入編ともいべき、三つの項目①「過疎とは何か～国の施策から見る過疎問題～」(元山)、②「浄土宗、浄土真宗本願寺派、日蓮宗の過疎問題への取り組みについて」(磯山)、③「本宗(寺院)の過疎化の現況は、どうなっているのか?」(鈴木)を報告したい。

1 過疎とは何か～国の施策から見る過疎問題～

智山教化センター所員 元山憲寿

はじめに(過疎とは何か)

近年、「過疎」という言葉を耳にする機会が増えている。一方で、具体的に「過疎」とは何かということを正確に理解している方がどのくらいいるのだろうか。

日本において、昭和30(1955)年以降の高度経済成長に伴って、農山漁村地域から都市部へと若者が流出していった。その結果、都市部では人口過密が起こり、農山漁村地域は人口が減少し、生活基準や生産性の低下が起こり、「過疎」という問題が発生したのである。

本稿では、「過疎とは何か」ということを概観し、国の対策を見していくこととする。

「過疎」という言葉の定義

それでは、具体的にいつから「過疎」という言葉が使われるようになったのだろうか。それは昭和42(1967)年に「経済社会発展計画」(昭和42年3月13日、閣議決定)での公文書で他方、農山漁村においては、人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう

という一文で初めて用いられ、その後の「経済審議会地域部会報告」(昭和42年10月30日)の報告で「過疎」が認知されるようになった。そこでは以下の文章が記され、「過疎」という言葉を用いた詳しい背景を示している。

人口減少地域における問題を「過密問題」に対する意味で「過疎問題」と呼び、「過疎」を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などが地域社会の基礎的

条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難になって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化がすすみ、従来の生活パターンの維持が困難となりつつあると思われる。(中略)過疎現象は、保健、教育などについての国民的標準の確保についての種々の障害をもたらしている。

とある。「過疎」という言葉は、「過密」という言葉の対比語として用いられたのである。上記の2つの公文書によって「過疎」という言葉は公的に使用されるようになったのである。

それでは「過疎」という言葉が初めて使われて以降、国ではどのような対策が取られているのだろうか。

過疎問題への国の施策について

初めて「過疎」という文言が用いられたのは昭和42(1967)年のことであるが、昭和42年以降、ほぼ毎年のように「過疎」に関する情報開示や法律の改正などが行われている。

過疎への具体的な対策となっているものが、昭和45(1970)年、同55(1980)年、平成2(1990)年、同12(2000)年、同22(2010)年、同26(2014)年に成立した法律である。現行の過疎問題に関する法律は「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」(以下、「自立促進法」)であるが、前述したとおり、現行の法律に至るまでにいくつかの経過を経て、現在の法律が制定されており、各法律の内容は時代に則して少しづつ変化しているのである。

各法律の要点をまとめると図表_1に示した点を挙げることができる。

图表_1

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日) 法律第31号	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日) 法律第19号	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日) 法律第15号	過疎地域自立促進特別法 (平成12年3月31日) 法律15号
期間	昭和45~54年度	昭和55~平成元年	平成2~11年度	平成12~21年度
目的	・人口過度の減少防止 ・地域社会の基盤強化 ・住民福祉の向上 ・地域格差の是正	・過疎地域の振興 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の活性化 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正 ・美しく風格ある国土の形成
人口要件	人口要件	人口要件	人口要件	人口要件
昭和35~40年(5年間) 人口減少率10%以上	昭和35~50年(15年間) 人口減少率20%以上	(以下いずれかに該当)	(以下いずれかに該当)	①昭和35~平成7年(15年間) 人口減少率25%以上
過疎地域の要件 (人口要件と財政力要件)				②昭和35~60年(25年間) 人口減少率20%以上 かつ 昭和60年高齢者 (65歳以上の比率)6%以上
				②昭和35~平成7年(15年間) 人口減少率25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上
				③昭和35~60年(25年間) 人口減少率20%以上 かつ 昭和60年若年者 (15歳以上30歳未満) 比率16%以下
				③昭和35~平成7年(15年間) 人口減少率25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下
				④昭和45~平成7年(25年間) 人口減少率15%以上 ①~③は昭和54年から 25年間 人口が10%以上 増加している団体は除く
財政力要件	財政力要件	財政力要件	財政力要件	財政力要件
▼昭和41~43年 財政力指数0.4未満 ^{※1}	▼昭和51~53年 財政力指数0.37以下	▼昭和61~63年 財政力指数0.44以下	▼平成8~10年 財政力指数0.42以下	▼公営競技収益 10億円以下
過疎公示 市町村数	当初(昭和45年5月1日) 776	当初(昭和55年4月1日) 1,119	当初(平成2年4月1日) 1,143	当初(平成12年4月1日) 1,171
	最終(昭和55年3月31日) 1,093	最終(平成2年3月31日) 1,157	最終(平成12年3月31日) 1,230	(平成24年4月1日時点) 775 ^{※2}

〔立法と調査〕300号「過疎対策の現状と課題～新たな過疎対策に向け～」(平成22(2010)年1月15日)(一部筆者加筆修正)
※1.財政力指数とは…市町村の標準的な行政に必要な経費に対する税金などの自己財源の割合
※2.「自立促進法一部を改正する法律」施行以降の公示数

图表_2：過疎地域自立促進計画の推移(実績及び計画額)

(過疎計画実績)

区分		産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育文化の振興	集落等の整備	その他	合計	単位:億円・%、():構成比
緊急措置法 (S45~S54)	市町村	7,584 (17.3)	16,488 (37.7)	8,498 (19.4)		639 (1.5)	9,339 (21.4)	190 (0.4)	1,001 (2.3)	43,739 (100.0)	
	都道府県	9,940 (28.2)	22,709 (64.4)	447 (1.3)		314 (0.9)	131 (0.4)	0 (0.0)	1,738 (4.9)	35,279 (100.0)	
	合計	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)	
振興法 (S55~H元)	市町村	22,061 (23.5)	35,319 (37.5)	17,173 (18.3)		1,430 (1.5)	16,263 (17.3)	402 (0.4)	1,422 (1.5)	94,069 (100.0)	
	都道府県	26,196 (32.9)	50,623 (63.6)	810 (1.0)		1,027 (1.3)	822 (1.0)	10 (0.0)	112 (0.1)	79,600 (100.0)	
	合計	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)	
活性化法 (H2~H11)	市町村	48,341 (25.4)	47,332 (24.8)	53,063 (27.9)	10,437 (5.5)	3,769 (2.0)	22,579 (11.9)	744 (0.4)	4,227 (2.2)	190,491 (100.0)	
	都道府県	58,262 (33.7)	95,341 (55.2)	10,994 (6.4)	871 (0.5)	2,442 (1.4)	2,286 (1.3)	442 (0.3)	2,157 (1.2)	172,795 (100.0)	
	合計	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)	
自立促進法 (H12~H16)	市町村	16,624 (22.2)	17,855 (23.8)	24,987 (33.4)	4,678 (6.2)	1,845 (2.5)	7,245 (9.7)	537 (0.7)	1,127 (1.5)	74,899 (100.0)	
	都道府県	22,956 (33.4)	37,644 (54.8)	5,032 (7.3)	565 (0.8)	977 (1.4)	1,052 (1.5)	172 (0.3)	295 (0.4)	68,693 (100.0)	
	合計	39,580 (27.6)	55,500 (38.7)	30,019 (20.9)	5,243 (3.7)	2,821 (2.0)	8,298 (5.8)	709 (0.5)	1,422 (1.0)	143,592 (100.0)	
実績合計 (S45~H16)	市町村	94,610 (23.5)	116,994 (29.0)	103,721 (25.7)	15,115 (3.7)	7,683 (1.9)	55,426 (13.7)	1,873 (0.5)	7,777 (1.9)	403,198 (100.0)	
	都道府県	117,354 (32.9)	206,317 (57.9)	17,283 (4.8)	1,436 (0.4)	4,760 (1.3)	4,291 (1.2)	624 (0.2)	4,302 (1.2)	356,367 (100.0)	
	合計	211,964 (27.9)	323,312 (42.6)	121,004 (15.9)	16,551 (2.2)	12,442 (1.6)	59,717 (7.9)	2,496 (0.3)	12,079 (1.6)	759,565 (100.0)	

(備考) 実績合計欄のうち、S45~H元年までの「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の額については分割することが困難であるため、すべて「生活環境の整備」として計上している。

(自立促進後期計画)

区分		産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育文化の振興	集落等の整備	その他	合計
自立促進法 (H17~H21)	市町村	15,818 (18.2)	21,763 (25.1)	26,822 (30.9)	5,615 (6.5)	2,269 (2.6)	12,481 (14.4)	510 (0.6)	1,410 (1.6)	86,688 (100.0)
	都道府県	18,818 (40.8)	22,168 (48.1)	2,559 (5.5)	728 (1.6)	549 (1.2)	989 (2.1)	26 (0.1)	266 (0.6)	46,105 (100.0)
	合計	34,636 (26.1)	43,931 (33.1)	29,381 (22.1)	6,343 (4.8)	2,818 (2.1)	13,470 (10.1)	537 (0.4)	1,676 (1.3)	132,793 (100.0)

まず「目的」の項目を見していくと、昭和45(1970)年に成立した「過疎地域対策緊急措置法」では、“人口の過度の減少防止”に主眼を置いている。これは、高度経済成長期に農山漁村地域からの人口の流出が問題になったからといえる。

昭和55(1980)年に成立した「過疎地域振興特別措置法」では、“過疎地域の振興”と“雇用の増大”に重点を据えている。過疎地域の振興という文言からこの法律の成立を以って本格的な過疎地への対策が始まったと考えられる。

平成2(1990)年に成立した「過疎地域活性化特別措置法」では、“過疎地域の活性化”を図ることを目的としている。この法律では、過疎地域の活性化に主眼が置かれている。この法律から、より詳細な人口要件も明記され、人口減少率のみならず、高齢者比率や若年者比率なども要件に含まれている。

平成12(2000)年に成立した「過疎地域自立促進特別法」では、“過疎地域の自立促進”と“美しく風格ある国土の形成”ということを目

的として法律が成立している。またこの法律は、平成22、26年に「過疎地域自立促進特別法の一部を改正する法律」として新たに施行され、過疎の要件なども多少変化している。

また、図表_1の「目的」の項目を達成するために行ってきた具体的な取り組みについては、図表_2を参照していただきたい。

過疎地域の種類について

次に、過疎地域の現況について具体的に触れてみることにする。また、今回は紙面の関係上、図表_1の人口要件に関する項目についてのみ取り上げる。

図表_1の「自立促進法」の施行時には、過疎地域の市町村数が1,171だったものが、平成24(2012)年の調査では、775市町村と減少している。この背景の一つには、人口が農山漁村から都市部に流出し(図表_3)、市町村合併などが進んだことが考えられる。

しかし、市町村合併で過疎市町村自体が減ることがあるのだろうか。実際に市町村数自体は減少するが、過疎市町村が減るという表現は的確ではないだろう。

さて、過疎地に指定される条件は、「自立促進法」の第2条に当てはまる地域のことであり、第2条は、図表_1の「自立促進法」の人口要件と財政要件が主となっている。そして、過疎市町村と非過疎市町村が合併した場合には次の要件が適用されるのである。

市町村の廃置分合等があった場合の特例 (「過疎地域自立促進特別法」第33条)

①過疎地域とみなされる市町村(第1項)

過疎地域の市町村を含む合併による新市町村が、法第2条の要件に該当しない場合であっても、総務省令・農林水産省令に定める基準に該当するものについては、過疎地域とみなすこととしている。(みなし過疎)

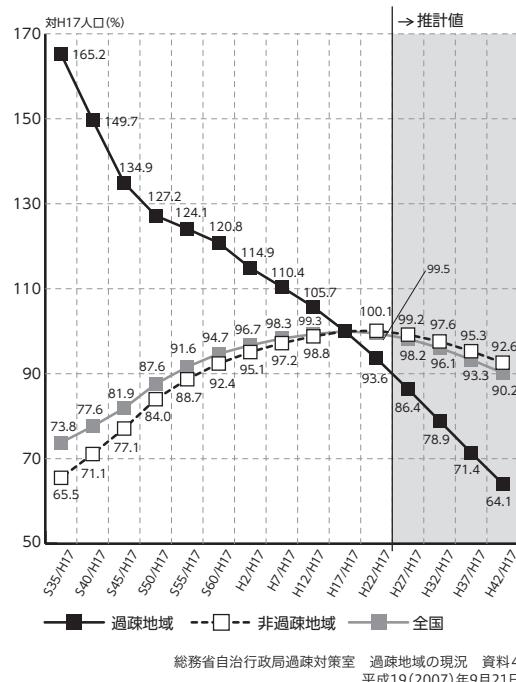
②過疎地域とみなされる区域のある市町村(第2項)

過疎地域の市町村を含む合併による新市町村が、法第2条又は第33条第1項に該当しない場合であっても、新市町村の区域のうち、合併前に過疎地域であった市町村の区域を過疎地域とみなすこととしている(一部過疎)

*①②の中の「法」は、「自立促進法」を指す。

図表_3:

全国及び過疎地域・非過疎地域の平成17年人口を100とした比率推移(将来統計人口を含む)



総務省自治行政局過疎対策室 過疎地域の現況 資料4
平成19(2007)年9月21日

市町村合併しても過疎地自体がなくなる訳でないため、「自立促進法」の第33条の第1項にあてはまる市町村を(みなし過疎地域)とし、第2項にあてはまる市町村を(一部過疎地域)としている。

いずれにしても、市町村合併を行い過疎市町村の絶対数は減少するが、過疎地域自体は無くなってしまうはいなため、上記のような「みなし過疎」や「一部過疎」という付帯条件が生まれているのである。

結びにかえて

過疎問題というのは、高度経済成長以降に農山漁村から人口が流出し(図表_3)、都市部に人口が集中したことが発端である。その頃から現在まで、前述してきた法律をベースとして様々な対策が取られている。しかし、対策が講じられているにも関わらず過疎市町村の人口

減少や過疎地域の増加は刻々と進んでいるのが現実である。それは先にも述べてきたように、「自立促進法」自体や過疎市町村に該当する要件が変わり続けていることからもいえよう。

過疎地域の現状は、かつて中核を担っていた第1次産業が減り、雇用や財源の確保(図表_4)が困難になっている。また、公共施設などの整備も整っているとはいっても、基本的な生活水準の低下という問題についても引き続き対策を取らなければいけない。

しかし、現在の過疎は地方の人口流出だけが問題とはいえない。それは、序論でも触れているように、少子高齢化による人口減少が絡み合い、地方だけでなく都市部でも徐々に過疎の波は押し寄せているのである。それは(図表_5)の比率を見れば明らかであろう。過疎に関わる問題は、もはや地方や都市部という括りで収めることのできない、日本全体の問題と捉えることができる。

そのような中で、仏教や寺院は如何にこの問題に立ち向かうことができるのであろうか。もちろん仏教や寺院が過疎問題を解決することは難しいかもしれない。しかし、昔から地域に根差してきた寺院は、地域のコミュニティーの場、人々の交流の場、そして心のよりどころとしての役割も果たしてきた。

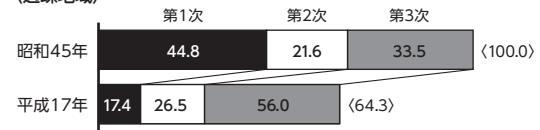
そこにもう一度目を向けることが必要ではないだろうか。

そこで次項では、過疎問題に仏教や寺院がどのように関わっていけるのかを他宗の例を見ながら考察を試みている。

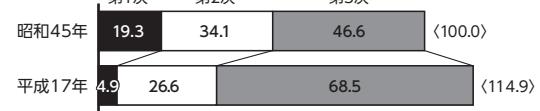
図表_4：過疎地域の現状、産業別就業人口の変化

■ 産業別人口及び構成割合の変動状況

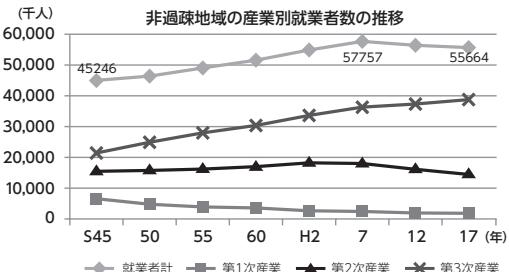
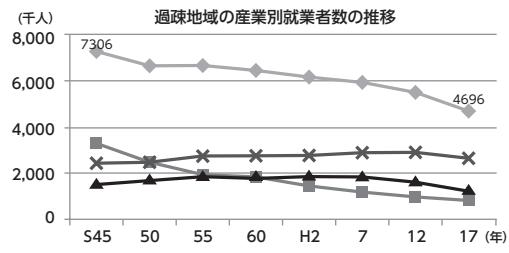
〈過疎地域〉



〈全国〉

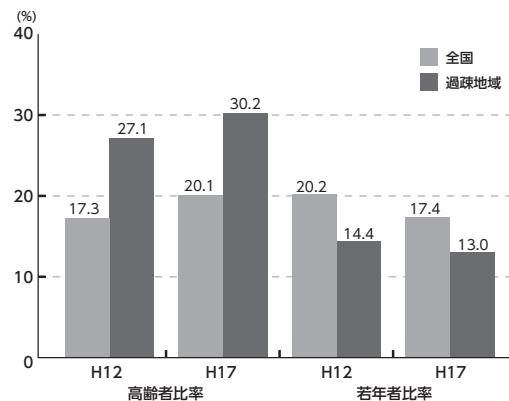


■ 産業別就業者数の推移



平成22年度第1回過疎問題懇談会「過疎対策について」資料1

図表_5：高齢者比率と若年者比率の比較



総務省自治行政局過疎対策室　過疎地域の現況　資料4 平成19(2007)年9月21日

2 浄土宗、浄土真宗本願寺派、日蓮宗の過疎問題への取り組みについて

智山教化センター所員 磯山正邦

はじめに

日本佛教界は、いつ頃から、どのように「過疎問題」に対応してきたのであろうか。佛教界と「過疎」の関わりを概観するために、刊行されている宗教専門紙からデータを拾い動向を探ってみよう。

専門紙3紙（「佛教タイムス」「文化時報」「中外日報」）の記事中に、「見出し」として、もしくは文章中のキーワードとして「過疎」が出てくる頻度を調べた。データは、公益財団法人国際宗教研究所に附置する宗教情報リサーチセンター（以下、RIRC）に拠るものである。

図表_1 各専門紙の年度別「過疎」ヒット件数（）は見出し件数

年度	佛教タイムス	文化時報	中外日報
1986	0	2	3
1987	0	1	3
1988	1	4	13(5)
1989	2(2)	1	5(2)
1999	2	6	19(5)
2000	3	2	7
2001	6(2)	2	11(2)
2002	4	1	10(3)
2003	3	7(2)	17(5)
2004	7(2)	2	19(2)
2005	5	8(2)	33(4)
2006	10(1)	16(3)	28(4)
2007	6	6(3)	28(1)
2008	8(1)	5	42(8)
2009	7(1)	14(4)	47(9)
2010	18(2)	17(3)	52(10)
2011	14(2)	13(1)	39(6)
合計	96(13)	101(18)	376(66)

RIRCのデータは昭和61（1986）年からであるが、平成2（1990）年から平成10（1998）年までの記事についてはデータ化されていないため含まれていない。各紙とともに平成17（2005）年頃からヒット件数が増えていることがわかる。その当時の社会的背景が何らかの影響を及ぼしていると思われるが、市町村合

併も一因かもしれない。市町村合併の動きは平成15（2003）年から平成17（2005）年にかけてピークを迎え、平成11（1999）年3月末に3,232あった市町村の数は、平成18（2006）年4月には1,820にまで減少した。

図表_2は、平成17（2005）年以降で、宗派名が認識できる記事と「過疎」というワードをクロス集計させたものである。各宗派の寺院数に比例しているとはいえない数値であり、寺院地域分布が影響しているのかもしれない。

図表_2 宗派×「過疎」クロス集計（2005年以降）

	佛教タイムス	中外日報	文化時報	合計
真言宗	11	23	1	35
天台宗	0	7	3	10
日蓮宗	19	30	15	64
浄土宗	2	24	9	35
浄土真宗	12	154	45	211
曹洞宗	16	20	9	45
臨濟宗	0	22	5	27

このような現状から本稿では、既に過疎地域の寺院への対策を講じている宗派を3宗派紹介したい。

浄土宗総合研究所は、平成23（2011）年に過疎地域にある正住寺院710カ寺、兼務寺院277カ寺にアンケートを実施した。「最近20年で、増加・減少を合わせて檀家の戸数の変化はどのくらいですか」という設問に対して、増加または変化なしと答えたのは36%だったが、減少は60%。30戸以上の減少と回答した寺院も10%あった。

浄土真宗本願寺派は、5年に1度実施する「宗勢基本調査」で過疎地域にある寺院の割合を把握した。平成21（2009）年の第9回調査では、寺院の所在地は市街地17%、住宅地28%、農山漁村55%で、このうち過疎地域に寺院が所在すると感じている回答は52.8%に

上り、農山漁村に位置する寺院では76.1%が過疎地域と回答した。

日蓮宗では、平成22(2010)年に『実践研究元気な寺づくり読本～寺院活性化の事例と手引き～』を発行している。寺院を活用した地域活性化や、過疎化に悩む寺院を元気にするアイデアを一般から募集する「寺院活性化コンペ」も開催している。

続いて、上記3宗派の「過疎地域寺院への対策」について、詳細を述べたい。

浄土宗と過疎問題

浄土宗の附置研究所である浄土宗総合研究所では「過疎地域における寺院に関する研究班」を組織し、平成20(2008)年より過疎問題の調査研究を続けている。過疎の問題は、過疎が進む地域だけの問題ではなく、将来的には都市部も含めた全国の寺院が対応しなければならない重要な問題として認識し、研究を行っている。

平成23(2011)年に行われた「過疎地域における寺院へのアンケート調査」によれば、浄土宗の寺院数は7,051カ寺であるが、そのうち過疎地域寺院は987カ寺(全体の14%)になるという。当該寺院からのアンケート回収率は87.4%であった。

過疎地域寺院の「寺院収入と檀家数」については右記のグラフ_1をご覧いただきたい。

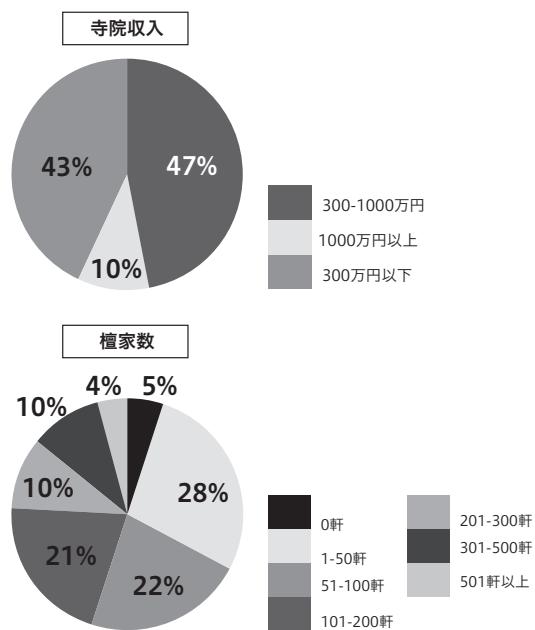
浄土宗は全寺院の14%が過疎地域にあり、過疎地域寺院の43%は寺院年収が300万円以下であり、過疎地域寺院の76%は檀家数が200軒以下である。

また、過疎地域寺院における「檀家数別後継者の有無」「寺院年収別後継者の有無」のデータも出ており興味深い。

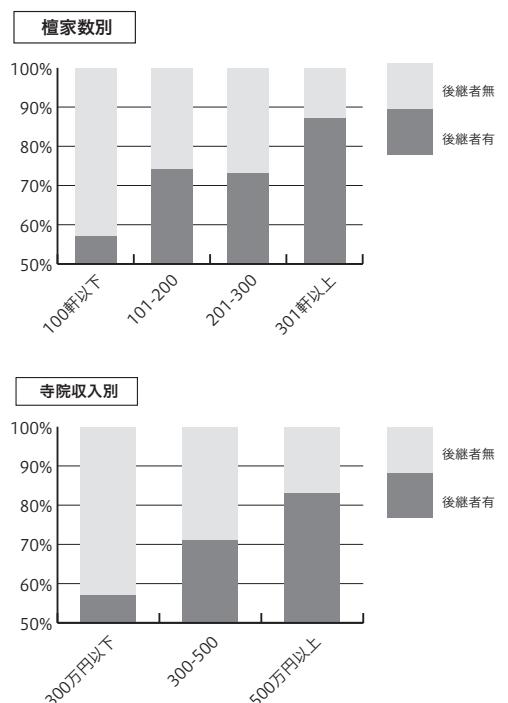
檀家数別の寺院後継者の有無(グラフ_2)では境界線は100軒であり、檀家数が300軒を超えると後継者有りが圧倒的に多くなる。

また、寺院年収別後継者の有無の境界線は

グラフ_1 過疎地域寺院の収入と檀家数(浄土宗)



グラフ_2 檀家数別・寺院収入別 後継者の有無(浄土宗)



年収300万円。これを超えると、後継者無しの寺院の割合は下がる。個別の寺院環境を知ることはできないが、年収が少ない寺院は、ご子息等の子弟がいたとしても、本人が僧侶になることを望まない、または師僧が現実の厳しさを知るが故に、ご子息に後継者になれと強くいうことができない等の理由があるのだろう。

過疎地域寺院で地域性を活かした教化活動を行っている寺院例をひとつ挙げたい。

都市部の過密があるから過疎地域がある、ということを逆手に取って檀家の満足度を上げている寺院がある。島根県のとある寺院では、様々な事情により、地元を離れて都市部で暮らす檀信徒が多く、なかなか菩提寺にお参りできないことが、寺院も檀信徒も悩みの種であった。そこで、寺院側は「檀信徒が地元(菩提寺)に帰つてくるのをただ待つのではなく、僧侶のほうから出向いていこう」と発想を転換して、東京にある大本山増上寺において地元教区主催で「東京法要(合同での回忌法要)」を開催することにした(浄土真宗の寺院でも同様のことを行っている)。結果として、菩提寺への連絡が多くなり、護持費等も滞ることが少なくなり、逆に地元の菩提寺へお参りに来てくれる檀信徒が増えたという。

浄土真宗本願寺派と過疎問題

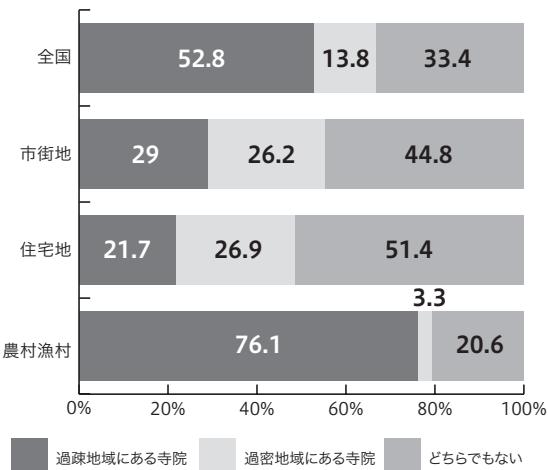
浄土真宗本願寺派(以下、本願寺派)の寺院は、西日本地域に集中し、その半数以上が過疎地域にある。本願寺派の寺院の多い地域は、北陸、関西、中国、九州に集中しており、東北、関東、四国は少ない。

本願寺派で首都圏に該当する教区を東京教区というが、これは首都圏以外にも、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県を含む広域に及ぶ教区である。この地域の人口は4,600万人であり、日本の総人口の約36%である。この東京教区に本願寺派の寺院が458カ寺あるが、これは本願寺派の全寺院数10,229カ寺のうちの約4.5%にすぎない。

本願寺派では、昭和34(1959)年より「宗勢基本調査」と呼ばれる宗門実態調査を約5年毎に行っている。また、過疎地域寺院対策の一環として、平成19(2007)年には地域に根ざした特色のある寺院の事例を紹介した『寺院活動事例集 お寺は変わる～新たな始まり～』を発刊した。この事例集の発刊を契機に、さらに規模を広げて寺院活動事例の調査と検討が行われ、平成25(2013)年には増補版である『寺院活動事例集 ひろがるお寺～寺院の活性化に向けて～』が刊行された。

「宗勢基本調査」や寺院活性化に関する取り組み等は、宗派の附置研究機関である「浄土真宗本願寺派総合研究所」が中心となって担当している。平成21(2009)年に実施された「第9回宗勢基本調査」によれば、過疎過密地域における本願寺派寺院の分布状況(グラフ_3)は、全国では52.8%、農山漁村では76.1%が過疎地域にある寺院である。一方、全国で過密地域にある寺院は13.8%と少ない。

グラフ_3 過疎過密地域寺院の状況(浄土真宗本願寺派)



寺院の平均年収額の分布からは、平均年収600万円以上の寺院を「専業可」寺院、300-600万円を「専業難」寺院、300万円以下を「専業不可」寺院と分類し、その寺院数比率を次のように出した(図表_3)。

専業可:専業難:専業不可 = 4:2:4

図表_3 寺院の平均年収額(浄土真宗本願寺派)

回答	実数	%
100万円未満	1,052	18.2
100-300万円	1,440	25.0
300-600万円	1,097	19.0
600-800万円	609	10.5
800-1000万円	567	9.8
1000-2000万円	671	11.6
2000万円以上	342	5.9
合計	5,778	100.0

また、過疎地域寺院への聞き取り調査では、2つの地域の過疎地寺院の年収額の調査をしている。

図表_4 寺院活動の年間収入(A地域・B地域、過疎寺院調査)

寺院活動の年間収入	A地域(調査対象12カ月)	B地域(調査対象7カ月)
年間50万円以下	3	0
年間50-100万円以下	2	0
年間100-200万円以下	2	1
年間200-400万円以下	0	1
年間400万円以上	1	5

ここでは、行政でいうところの「過疎地域」だから寺院収入が少なく、生活が大変であると単純に捉えることはできない、寺院活動の活性化を考える時は、地域の状況を深慮する必要があるということを伝えている。ちなみに、B地域の寺院は、離郷してしまった門信徒の家に遠方でも月参りに行く寺院が多いという。対してA地域の寺院は、離郷した門信徒には、居住先近くの本願寺派寺院を紹介していたという。

最後になるが、本願寺派では過疎地域寺院対策の一環として「寺院振興金庫」を設置している。これは、親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画の重点項目として「過疎・過密対策」が掲げられ、その対策のひとつとして財的支援(貸付・助成)を目的に設置されたものである。「国内開教対策」や「寺院の設立」等に貸付・助成をしている。

日蓮宗と過疎問題

日蓮宗の寺院数は5,178カ寺(2006年)で、平成19(2007)年の調査では852カ寺が指定過疎地域にある寺院であるという。

国が「過疎地域対策緊急措置法」を制定したのは昭和45(1970)年であるが、日蓮宗ではそれより以前の昭和38(1963)年に定期宗会で過疎地域問題が提起されている。宗派の研究機関である日蓮宗現代宗教研究所では昭和42(1967)年に過疎地域調査を始め、昭和59(1984)年には山梨県、島根県、千葉県東部・南部・西部、北海道の寺院実態調査を行っている。それに連動して宗派でも、昭和62(1987)年に第1回過疎対策研究会が開催され、その後、過疎地域対策懇談会、過疎地域寺院活性化委員会が組織され、『宗報』での11回にわたる「地域の中でキラリと光る、活性化寺院」の連載を経て、平成22(2010)年には地域における寺院活性化の手引き書である『元気な寺づくり読本』が発刊された。

平成19(2007)年に行われた過疎地域寺院実態調査(アンケート)によれば、住職の常住・非常住は、常住が71%で非常住が29%。住職が常住していない寺院が3割近くあることに宗派は危機感を抱いている。

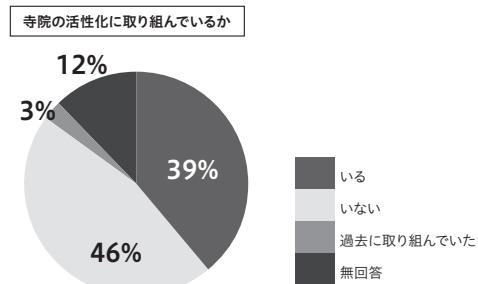
「寺院の活性化に取り組んでいるか」「寺院運営上の経済的な問題の有無」に関しては右のグラフ_4をご覧いただきたい。

寺院活性化に取り組んでいない寺院が5割近くあるが、これは意欲の問題というよりも経済的な理由によるものであろう。寺院運営上の経済的な問題が「ある」寺院と「不安」寺院を合せると、その割合は87%になる。

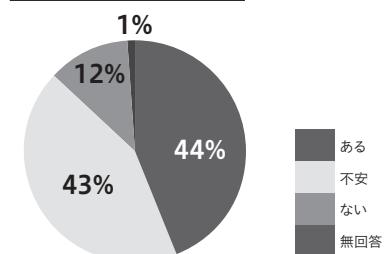
平成16(2004)年に実施された全国規模の宗勢調査では、後継者が「いる」60.1%、「いない」35.5%であった。過疎地域のほうが若干「後継者がいない」割合が高い(グラフ_5)が、地域に関わらず後継者問題は今後さらに深刻さを増すであろう。

過疎地域の現実を見ると、すでに寺院の維持運営は困難な段階になっており、できるだけ具体的な方策を示すことが大事である。それに応えるべく発刊されたのが『元気な寺づくり

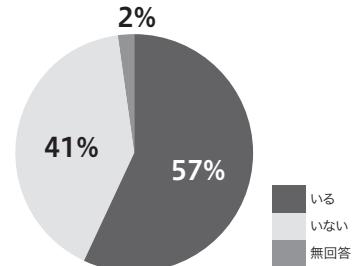
グラフ_4 過疎地域寺院の活性化、経済的問題(日蓮宗)



寺院運営上の経済的な問題



グラフ_5 過疎地域寺院の後継者の有無(日蓮宗)



読本』である。この本は単なる事例紹介に留まらず、テーマ毎に具体的な「活性化ポイント」と「アドバイス」が書かれている。

最初に、寺院活性化に関するフローチャート形式の質問にYes/Noで回答していくと、自分に合った事例に辿り着く。「離れた檀家の心をつかむ」「都会にはない魅力を上手く生かそう」など8つの事例がある。その一つひとつに、寺院からの“事例紹介”、編集部からの“活性化ポイント”、具体的な事務手続き等の“アドバイス”が実行しやすいように記載されている。

おわりに

これから「過疎問題」は、今までのよう

都市部と地方という単純な構図で区別することはできない。過疎地域の寺院が抱える問題は、人口減少に歯止めがかかる限り都市部でも起こり得る。東京都では、東京オリンピックが開かれる2020年の1,336万人をピークに東京の人口が減少に転じ、2060年には1,036万人になると予想されている。75歳以上の後期高齢者を世帯主とする単独世帯は、2010年に34万世帯であったものが2060年には83万世帯となり、2.4倍に増加するという(国勢調査をもとに東京都が集計)。

伝統仏教各宗派や地域の寺院が、過疎や少子高齢化といった社会問題に立ち向かうには限界があるかもしれない。しかし、今回調べた宗派の過疎地域に根を張る寺院の教師たちは、コミュニティーの中心としての寺院の存続に向け、地道な教化活動に取り組んでいる。誰もが念頭に置いていることは「地域は過疎化している。だが、信仰までは過疎化させてはいけない」ということである。

私たち伝統仏教教団には、新宗教にはない大きな強みがある。それは、どんな寺院も地域社会の中で、古くからそこに存在しているということである。どんな集落にも必ず寺院はあるし、歴史の深浅はあるにせよ、代々続いてきた実績を持つ。これが地域住民に大きな信頼感と安心感を与え、いかなる教化活動も、その信頼と安心の上で可能になるのである。

最後に『限界集落の真実』の著者である山下祐介首都大学東京准教授の言葉を引用して、この項を終えたい。

「信仰は、集落の『公共』と繋がりが深いもの。『集落と共に寺が消える』と決め付けるのではなく、むしろ寺が、地域を出た人々を引き付ける方法を提案することができるのではないだろうか。それによって地域のつながりの在り方も変わっていくのではないか」

3 本宗(寺院)の過疎化の現況は、どうなっているのか?

智山教化センター所員 鈴木芳謙

はじめに

少子社会、そして超高齢社会を迎えている現在の日本。すでに人口減少は始まっているといわれる。このようなことからも、本宗(寺院)も過疎化に対する研究が課題のひとつともいえるだろう。すでに既成仏教教団でも、浄土宗や浄土真宗本願寺派、日蓮宗を始め、調査・研究を進めている宗団もみられる。しかし研究を進めるにしても、過疎化に関わる現況の把握をしないことには、何もできない。

そこで本レポートでは①「日本全国における過疎化率(都道府県別)」、②「本宗の寺院分布とブロック別の過疎化率」、③「本宗寺院の過疎化率(都道府県別)と本宗の過疎化率(全国)」の3つの視点から本宗の過疎化に関わる現況の把握・分析を試み、教化活動などのさらなる向上に資する足掛かりとしたい。

日本全国における過疎化率(都道府県別)

過疎地域には、第1項「過疎とは何か」にて、すでに触れられた「過疎地域自立促進特別措置法」(以下、「過疎法」)の適用要件に該当する市町村が過疎地域とされる(第2条第1項)。また、この他に市町村の廃置分合等の特例として、総務省令、農林水産省令、国土交通省令で定める基準に該当する新市町村は過疎地域とみなされる(第33条第1項)。さらに、過疎地域市町村を含む合併があった場合の特例として、新市町村の区域のうち、旧過疎地域市町村の区域も過疎地域となる(第33条第2項)というものの3つの種類がある。これらは、それぞれに「過疎地域市町村」(第2条第1項適用)、「過疎地域とみなされる市町村」(第33条第1

図表_1: 全国の過疎市町村の数とその比率 (平成24[2012]年4月1日現在)

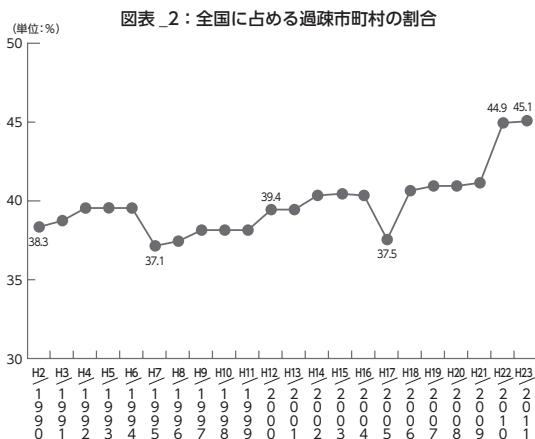
都道府県	全市町村		a 過疎地域 市町村			b みなし過疎 市町村			c 一部過疎 市町村			a+b+c合計 (過疎市町村)			
	計		市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	
	A				B									C	C/A
北海道	179	15	121	136					6	1	7	21	122	143	79.9
青森県	40		19	19	2	1	3	5	1	6	7	21	28	70.0	
岩手県	33	4	13	17	1		1	4		4	9	13	22	66.7	
宮城県	35	1	2	3		1	1	3		3	4	3	7	20.0	
秋田県	25	6	9	15	4		4	1		1	11	9	20	80.0	
山形県	35	2	15	17	1	1	2	1		1	4	16	20	57.1	
福島県	59		23	23	1		1	3		3	4	23	27	45.8	
茨城県	44		1	1					2	1	3	2	2	4	9.1
栃木県	26		1	1		1	1	1		1	1	2	3	11.5	
群馬県	35		8	8					5	1	6	5	9	14	40.0
埼玉県	63		1	1					1	2	3	1	3	4	6.3
千葉県	54	1	3	4					1		1	2	3	5	9.3
東京都	39		6	6									6	6	15.4
神奈川県	33		0												
新潟県	30	4	5	9	1		1	4		4	9	5	14	46.7	
富山県	15		1	1	1		1	1		1	2	1	3	20.0	
石川県	19	2	2	4					3	1	4	5	3	8	42.1
福井県	17		2	2					2	2	4	2	4	6	35.3
山梨県	27		7	7					6	2	8	6	9	15	55.6
長野県	77	1	28	29					7	1	8	8	29	37	48.1
岐阜県	42	1	5	6	1	1	2	6		6	8	6	14	33.3	
静岡県	35		4	4					4		4	4	4	8	22.9
愛知県	54		3	3					2		2	2	3	5	9.3
三重県	29	3	4	7					2		2	5	4	9	31.0
滋賀県	19		0						2		2	2		2	10.5
京都府	26	1	4	5	1		1	3		3	5	4	9	34.6	
大阪府	43		0												
兵庫県	41	2	3	5					4		4	6	3	9	22.0
奈良県	39		13	13	1		1	1		1	2	13	15	38.5	
和歌山県	30	1	12	13	1	1	2		1	1	2	14	16	53.3	
鳥取県	19		8	8					1	3	4	1	11	12	63.2
島根県	19	4	11	15	2		2	2		2	8	11	19	100.0	
岡山県	27	4	8	12	1		1	6	1	7	11	9	20	74.1	
広島県	23	4	5	9					7		7	11	5	16	69.6
山口県	19	3	3	6					6		6	9	3	12	63.2
徳島県	24	2	9	11					1	1	2	3	10	13	54.2
香川県	17	1	5	6					1	1	2	2	6	8	47.1
愛媛県	20	4	6	10	1		1	4	2	6	9	8	17	85.0	
高知県	34	5	19	24					3	1	4	8	20	28	82.4
福岡県	60	3	9	12	1	2	3	4		4	8	11	19	31.7	
佐賀県	20	1	4	5					4		4	5	4	9	45.0
長崎県	21	7	2	9	1		1	2		2	10	2	12	57.1	
熊本県	45	3	19	22	1	1	2	3		3	7	20	27	60.0	
大分県	18	9	3	12	1		1	3		3	13	3	16	88.9	
宮崎県	26	2	9	11					5		5	7	9	16	61.5
鹿児島県	43	9	24	33	1		1	6		6	16	24	40	93.0	
沖縄県	41		17	17	1		1				1	17	18	43.9	
合計	1,719	105	476	581	25	9	34	138	22	160	268	507	775	45.1	

項適用)、「過疎地域とみなされる区域のある市町村」(第33条第2項適用)とされる。本レポートでは、この3種類すべてを含めたものを「過疎地域」として進めることにする(以下、「過疎地域とみなされる市町村」は、「みなし過疎市町村」)。「過疎地域とみなされる区域のある市町村」は「一部過疎市町村」)。

これらのこと踏まえて、【図表_1】をご覧いただきたい。【図表_1】は、47都道府県別にa「過疎地域市町村」、b「みなし過疎市町村」、c「一部過疎市町村」をカテゴリー分けして、それぞれの市町村数やその割合を示し、さらに都道府県ごとの過疎地域の比率(以下、「過疎化率」)や、日本全体の過疎化率を表しているものである。

【図表_1】をご覧いただくと、過疎化率の高い80%以上の都道府県として、島根県・鹿児島県・大分県・愛媛県・高知県・秋田県が挙げられる。逆に過疎化率の低いところは、神奈川県、大阪府、埼玉県、茨城県……となっている。

また、【図表_1】の都道府県ごとの過疎市町村の合計欄をよくご覧いただくと、空欄があることに気づく。これはつまり、過疎地域のない都道府県を指していることを意味し、それが2府県あることを窺い知ることができる。その2府県とは、神奈川県と大阪府である。しかし、平成26(2014)年4月1日には、大阪府でも千早赤阪村が、過疎地域の適用要件に該当する地域となり、



過疎地域が存在しないのは、神奈川県のみになる。つまり、47都道府県のうち46都道府県に、過疎地域が存在するということになる。

この変動を如実に表しているのが【図表_2】である。【図表_2】を一見してわかるように日本全国の過疎化率は、ほぼ毎年のように上がっている。これが私たちを取り巻く否定することができない社会環境の現況の一部なのである。

本宗の寺院分布とブロック別の過疎化率

日本全国、そして各都道府県における現在の過疎化率や、その変動の概況を踏まえたところで次に、本宗寺院の分布の特徴とブロック別の過疎化率などをみていくことにしよう。

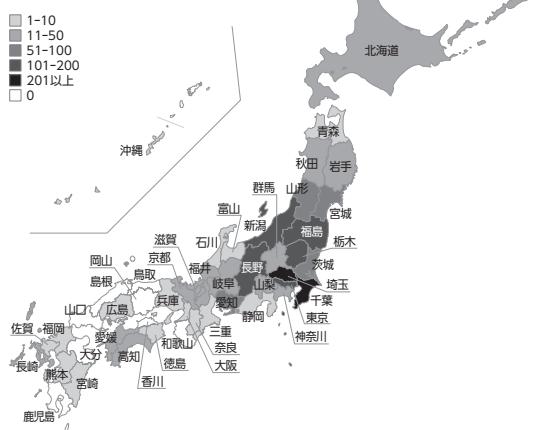
本宗の総寺院数は、2,903カ寺(平成26[2014]年3月14日現在)。その内訳として、各都道府県別の寺院数が【図表_3】*1になる。本宗寺院の多い都道府県は、多い順に1位:千葉県、2位:埼玉県、3位:東京都、4位:新潟県、5位:栃木県……と続いている。特に千葉県、埼玉県は、3位の東京都の3倍以上の寺院数となっている。その一方、本宗寺院が0カ寺の県は、「和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県・香川県・大分県・鹿児島県」の8県である。

図表_3：都道府県別 智山派寺院数 (本宗寺院の所在する39都道府県のみ表記)

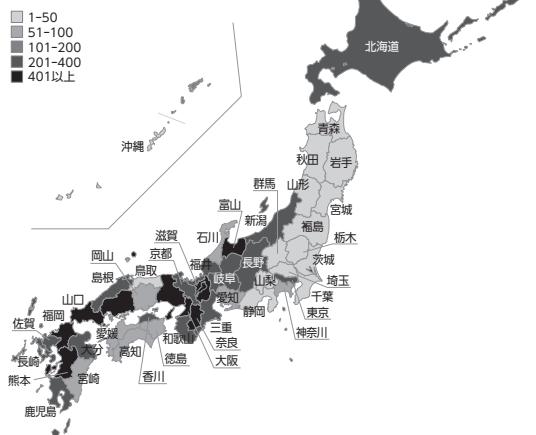
都道府県	寺院数	都道府県	寺院数	都道府県	寺院数
北海道	43	神奈川県	45	大阪府	3
青森県	10	新潟県	193	兵庫県	1
岩手県	33	富山県	1	奈良県	1
宮城県	93	石川県	2	広島県	4
秋田県	25	福井県	17	徳島県	1
山形県	78	山梨県	35	愛媛県	37
福島県	152	長野県	154	高知県	21
茨城県	98	岐阜県	19	福岡県	3
栃木県	175	静岡県	8	佐賀県	2
群馬県	17	愛知県	95	長崎県	30
埼玉県	604	三重県	4	熊本県	3
千葉県	626	滋賀県	25	宮崎県	6
東京都	198	京都府	39	沖縄県	2
合計					2,903

このような本宗寺院の所在【図表_3】をもとに、見やすく作図したものが【図表_4】の寺院分布図になる。この寺院分布図【図表_4】を中心に地理的観点から本宗の特徴をみると、千葉県・埼

図表_4：智山派の寺院数



図表_5：浄土真宗本願寺派の寺院数



図表_6：ブロック別過疎化率

ブロック名	ブロック別寺院数	過疎地域寺院数		比率 %
		A	B	
東 北	434	121	27.9%	
信 越	347	90	25.9%	
北関東	290	21	7.2%	
埼 玉	604	5	0.8%	
千 葉	626	95	15.2%	
東 京	278	5	1.8%	
近 謙	324	51	15.7%	

玉県、東京都などの首都圏を中心として、東日本に本宗寺院が多く所在していることがわかる。これは【図表_5】に示す、浄土真宗本願寺派の末寺分布とは、かなり異なった寺院分布になっている。

また、ここで5年毎に行われている本宗総合調査のブロック割^{*2}に準じ、ブロック別に過疎化率を割り出し、併せてみることにする。【図表_6】が、割り出されたブロック別過疎化率になる。

ブロック別に比率をみてみると、0.8%から27.9%までの幅があることがわかる。また比率とともに過疎地域寺院の実数(図表_6のB欄)に注目すると、「東北ブロック」、「千葉ブロック」、「信越ブロック」の順で過疎地域の本宗寺院が多いことがみえてきた。

本宗寺院の過疎化率(都道府県別)と 本宗の過疎化率(全国)

【図表_1】でみたように、平成24(2012)年4月1日現在において、全国では、775の過疎地域があるとされる。その内訳は、a「過疎地城市町村」が581。b「みなし過疎市町村」が34。そしてc「一部過疎市町村」が160というものである。今回ここで、その775に及ぶ過疎地域と本宗寺院2,903カ寺の所在との照合作業を行い、その作業から本宗寺院の過疎化率の算出を試みた。^{*3}

その結果、本宗寺院の所在地として過疎地域に該当するのは、a「過疎地城市町村」が299カ寺。b「みなし過疎市町村」に該当した寺院が47カ寺。c「一部過疎市町村」が42カ寺(「一部過疎市町村」から過疎区域に所在する寺院のみを抽出した数)^{*4}であった。

そして、その結果と本宗寺院の過疎化率を都道府県別に図表にしたものが【図表_7】^{*5}になる。所在する都道府県の寺院数の差異が大きいので、過疎化率や過疎地域に該当する寺院数を一概に論じることはできないだろうが、あえて過疎化率に関して言及すると、「都道府県別にみる本宗寺院の過疎化率は、0%から100%まである」ことがわかった。さらに本宗寺院2,903カ寺の中で、過疎地域に該当する寺院が、388カ寺存在することも浮かび上がってきた。そこから導き出される本宗の過疎化率は、13.4%ということになる。

おわりに

限られた紙面の中で、今回の本宗の過疎化の現況の把握・分析を試みた。その結果、本宗

図表_7：智山派寺院の都道府県別過疎化率

都道府県	寺院数	^a 過疎地域 市町村	^b みなし過疎 市町村	^c 一部過疎 市町村	^{a+b+c} 合計 (過疎市町村)	比率 %
		A	B	B/A		
北海道	43	24	0	0	24	55.8%
青森県	10	0	0	1	1	10.0%
岩手県	33	3	7	3	13	39.4%
宮城県	93	9	1	4	14	15.1%
秋田県	25	9	6	0	15	60.0%
山形県	78	21	9	1	31	39.7%
福島県	152	21	2	0	23	15.1%
茨城県	98	3	0	4	7	7.1%
栃木県	175	6	6	0	12	6.9%
群馬県	17	1	0	1	2	11.8%
埼玉県	604	3	0	2	5	0.8%
千葉県	626	93	0	2	95	15.2%
東京都	198	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	45	0	0	0	0	0.0%
新潟県	193	65	4	5	74	38.3%
富山県	1	0	0	0	0	0.0%
石川県	2	0	0	0	0	0.0%
福井県	17	0	0	1	1	5.9%
山梨県	35	2	0	3	5	14.3%
長野県	154	8	0	8	16	10.4%
岐阜県	19	1	0	0	1	5.3%
静岡県	8	0	0	0	0	0.0%
愛知県	95	0	0	0	0	0.0%
三重県	4	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	25	0	0	0	0	0.0%
京都府	39	2	0	0	2	5.1%
大阪府	3	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	0	0	0	0.0%
奈良県	1	0	1	0	1	100.0%
広島県	4	1	0	0	1	25.0%
徳島県	1	0	0	0	0	0.0%
愛媛県	37	1	11	2	14	37.8%
高知県	21	11	0	0	11	52.4%
福岡県	3	1	0	0	1	33.3%
佐賀県	2	1	0	0	1	50.0%
長崎県	30	11	0	5	16	53.3%
熊本県	3	2	0	0	2	66.7%
宮崎県	6	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	2	0	0	0	0	0.0%
合計	2,903	299	47	42	388	13.4%

の過疎化率は13.4%ということが、初めて分かり新たな実態が明らかになった。

今回の試みは、総務省の「過疎地域自立促進特別措置法」で指定された過疎地域をベースに過疎化率を試算したものである。すでに他宗派でも、過疎化率などは出されているようだ。しかし、宗派によって「過疎地域を宗派独自の基準で認定している場合」などもあり、同一線上では比較できない。だが、参考までに他宗派の過疎化率を挙げれば、浄土宗で14.0%、浄土真宗本願寺派で23.8%、日蓮宗においては16.5%という報告がなされている。単純にその割合を比較すると、本宗は、やや低い比率になるだろう。しか

し、実数として本宗寺院の388カ寺が過疎地域に所在していることを見過ごしてはならない。

また、ブロック別では0.8%から27.9%の寺院が過疎地域に所在することもわかった。そして、本宗寺院の所在する39都道府県別に目を向けると、そのうちの12県が過疎化率30%超である。これは本宗寺院が所在する都道府県のうち3割強にも相当している。

このレポートを執筆中の3月26日には「改正過疎地域自立促進特別措置法」が成立し、過疎市町村数は、22増えて797となる。これは、全国の計1,719市町村のうち46%にあたる市町村が過疎地域に該当することになる。その地域には、本宗寺院が所在する市町村があり、本宗の過疎化率もさらに上がることになるだろう。

このようなことからも、他宗派との比較や寺院の過疎化率の高低に一喜一憂するのではなく、今後は本宗寺院の分布、その地域性、そして経済性や檀信徒数などの諸条件を複合的に捉え、分析していく必要があるだろう。それと同時に、一口に過疎地域と括るのではなく、現況下で個別具体的に寺院活性化への方策を探っていくことが必要不可欠となっているのである。

※寺籍が他都道府県を跨いだ教区にある寺院などもあったが、本レポートでは、該当寺院の所在地を優先させた。

※文中や作図の都道府県の順番は、行政で定められた順序で表記している。

※比率など表記のものは、小数点第2位を四捨五入して表示している。

*1 本文における「本宗寺院」は、宗制上の「寺院及び教会」を指している。ただし、成田山教会は対象外としている。

*2 ブロック毎の教区に該当する都道府県を割り当てた。以下のとおり。

東 北: 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

信 越: 新潟県・長野県

北関東: 茨城県・栃木県・群馬県

埼 玉: 埼玉県

千 葉: 千葉県

東 京: 東京都・神奈川県・山梨県

近 織: 富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・広島県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・沖縄県(本宗寺院の所在する都道府県のみ)

*3 総務省発表「過疎地帯市町村等の一覧(平成23年9月26日現在)」に記されている過疎地帯市町村をもとに本宗寺院の所在地との照合を行なった。

*4 たとえば、A市と過疎地域であるB村が市町村合併等をして、C市(または市町村名は変わらずA市)になった場合、C市(またはA市)が「一部過疎市町村」となる。かつてのB村に所在する寺院を抽出した寺院数のみを反映している。

*5 5都道府県は、本宗寺院の所在する都道府県のみを表示している。

【図表1】【図表2】全国過疎地域自立連盟「過疎市町村の数」より作図

【図表5】浄土真宗本願寺派『2014本願寺手帳』より作図

IV 教化推進の 展開・育成・視点について

御詠歌による教化活動の道「御詠歌オペラ」 ～御詠歌オペラの成立とその後の可能性～

智山教化センター所員 倉松隆嗣

はじめに

御詠歌は、各寺院の大切な教化活動のひとつとして貴重な役割を果たしてきた。しかし近年、密厳流遍照講の講員数は全盛期の時からすると減少の一途をたどっている。本宗の遍照講の支部の数は494支部。講員は6,031名である(平成26年3月現在)。全盛期には20,000人を超えるともいわれていたので、数字に如実に表れている。しかも講員の高齢化も叫ばれており、このままでは更に減少していくことは避けられないであろう。

これまで密厳流遍照講では、講員の減少に対してさまざまな方策が講じられてきたが、減少に歯止めをかけることは決して容易ではない。

少しでも減少に歯止めをかけられないか。たくさんの人々に御詠歌を知っていただけないか。そのような思いから智山教化センターでは、御詠歌のさらなる普及を目指した新たな方策を検討し、“御詠歌と布教で綴る「お大師さまのご生涯」(御詠歌オペラ)”を発表するに至った。それは公演を観るだけで、誰でも御詠歌に親しむことができ、また法話の要素も加えることで、より身近に弘法大師の生涯を知ることができるものである。

平成25年3月13日、別院真福寺にて開催した「教区教化研究会・檀信徒教化推進会議運営セミナー」において、全国の教区長を前にして、檀信徒教化推進会議の新たな提案という形で、初演を披露した。そして、その公演をご覧になった方々からさまざまな反響をいただき、早速いくつかの教区で開催されるに至った。

そこで今回、この「御詠歌オペラ」について、その成立と今後の可能性について考えてみたいと思う。

御詠歌を用いた新たな試み

近年、さまざまところで声明や雅楽、太鼓の公演などが催されており、日本の宗教音楽、とりわけ仏教音楽に興味を持っている人々は決して少なくない。声明公演などで満席になるほどの大盛況だったという話は何度も耳にしている。

それだけ人々の関心を得ている仏教音楽であるのだから、御詠歌も多くの人々の目に触れる機会を増やすことで、より関心をもってもらうことができるはずである。そこで、これまで御詠歌に触れるこのなかった一般の方が御詠歌に親しんでいただく機会を創出すべく公演という形式を考えた。しかも御詠歌だけではなく、そこに声明、法話、映像と、さまざまな要素を投入し、ある意味気軽に御詠歌に親しんでもらえる、そしてその良さを知つてもらえるものを考えた。それを「御詠歌オペラ」と名付けたのである。

御詠歌オペラの内容

公演をするにあたっては、ある程度の人数が必要となるため、教区単位で開催できる形式を考えた。各教区には遍照講の師範や御詠歌講習所で御詠歌を研鑽されている方がおり、師範の寺庭婦人なども大勢いる。声明は事相講習所で研鑽された方、法話語りは各教区の布教師会が担当できる。読み聞かせの会などに参加している寺庭婦人も参加できるだろう。このように教区の力を結集することで、無理なく実現できるという観点からシナリオも作成した。

今回作成したシナリオは「お大師さまのご生涯」というもので、御詠歌、声明、法話語りにお大師さまにまつわるさまざまな映像を加え、映像と音楽、そ

して法話語りによって、とても分かりやすくお大師さまの一生を知ることができる内容になっている。

シナリオに関しては、教区で多くの人が集まる時間はそう何度も取れるものではないので、全体練習を2~3回行うだけでできる程度の内容とした。完成度を追及するあまり、複雑で難しいものになってしまふと、準備におわれ開催ができなくなってしまう可能性があるからだ。しかし一方で、我々が普段から檀信徒の前でお唱えしている御詠歌、声明、そして法話は、すでに人々の前で披露するに十分なクオリティーを持っているのだから、難しく考える必要はない。各教区の力を合わせれば、檀信徒の心に訴えかける素晴らしい公演ができるのである。

今後の可能性

この御詠歌オペラは平成25年度に、さまざまな教区や団体で新たなプログラムとして公演された（下図参照）。

難しい法話を聞くより、楽しい時間を過ごすことができ、しかも宗祖弘法大師について学ぶことができる。そして何より御詠歌の魅力が大勢の人々に伝わるのである。これから檀信徒に対して教化する方策の一つとして、この御詠歌オペラは有効な手段となるだろう。

平成25年“御詠歌と布教で綴る‘お大師さまのご生涯’（御詠歌オペラ）”開催内訳

開催団体	智山教化センター	埼玉合同教区 (10, 11, 12教区)	東京北部教区	遍照講宮城支部	栃木南部教区
開催名目	運営セミナー	檀信徒教化推進会議	檀信徒教化推進会議	遍照講宮城教区 2日間講習会	檀信徒教化推進会議
開催日	平成25年3月13日	平成25年6月7日	平成25年6月7日	平成25年11月19、20日	平成25年11月27日
会 場	別院真福寺地下講堂	川越プリンスホテル	東京北部教区三宝寺	山形天童グランドホテル	壬生中央公民館
観覧者数	54名	340名	76名	150名	350名
出演人数	19名 ※司会・機材係含む	32名 ※司会・機材係含む	8名 ※司会・機材係含む	15名 ※司会・機材係含む	30名 ※司会・機材係含む
出演者内訳	教化センター所員 教化センター専門員 教化講習所特別研修生	教区内教師 (青年会含む)寺庭婦人	教区内教師	遍照講指導師範 宮城教区寺庭婦人 宮城教区青年会	栃木智山青年会 智山雅楽会
講演時間	1時間	1時間10分	1時間	50分	50分
開催経費	会場・機材など 自前のため無し	スクリーン・プロジェクターの レンタル費用 (7万円程度、ホテルを 会場としたため)	スクリーンレンタル代 その他不明	スクリーンはホテル貸出 その他機材は自前	マイク・プロジェクターは機 材使用料各数千円程度、スクリ ーン・照明機材は会場費に 含まれるので別途費用なし
使用機材	教化センター作成 『御詠歌オペラ脚本』 プロジェクター・スクリーン PC・照明機材など	埼玉合同教区作成 『御詠歌オペラ脚本』 プロジェクター スクリーン・PCなど	プロジェクター スクリーン・PCなど	プロジェクター スクリーン・PCなど	栃木智山青年会作成 『御詠歌オペラ脚本』 プロジェクター・スクリーン PC・照明機材など
習礼の有無	個別練習3回 全体練習2回	脚本作成のための 会議2回 全体練習3回	全体練習3回 前日打合せ1回	全体練習1回 前日打合せ1回	全員で御詠歌の練習2回 全体での通し練習2回 会場でのリハーサル1回

まだこの試みは始まったばかりで、これからもっとプラッシュアップしていく必要もあるだろう。開催の規模に合わせ、数人でできるものから数十人でできるものまで応用を効かせてさまざまな場面でこの公演を行っていただきたい。

そして現段階では「お大師さまのご生涯」というシナリオ1本しかないが、今後は他のシナリオを模索し、選択の幅を広げ、御詠歌オペラが教化活動のツールとして発展して行けばと思う。それが御詠歌の発展につながることを目標として。



平成25年11月27日 栃木南部教区檀信徒教化推進会議における御詠歌オペラ。栃木智山青年会と智山雅楽会による公演で、300名を超える檀信徒の前で公演された。

教化指導者養成への取り組み－教師講習所(教化専門科)

智山教化センター所員 山川弘巳

教化宗団を標榜する本宗にとって、教化の最前線で活躍する教師の資質向上を図り、教化の情報を教授する生涯研修の場を提供していくことは重要な課題である。しかし、生涯研修の場を十分に機能させるためには、教師を指導する指導者の養成が並行して行われていかなければならない。

そこで、本宗では平成25年度の新教育制度で改変した真言宗智山派教育規程において、「教師講習所」の規程を整備し、指導者の養成に着手した。そして智山教化センターは、智山伝法院とともに教化部門の指導者を養成する学処に指定された。

教化指導者の養成は、教師講習所(教化部門)の基礎科・応用科・専門科(各3か年)の3段階で展開していく。特に教化部門の専門科3年間は、受講生の希望により「口説布教コース」と「智山教化センター実修コース」の2コースに分かれて集中的に研鑽を積んでいく。さらに「智山教化センター実修コース」では、特定の専門分野(例えば、写経・写仏・阿字觀など専門に特化した教化指導者の養成)を確立するためのプログ

ラム、あるいは教化センターが宗団から担っている教化事業に関する企画・立案などを学ぶプログラムの2つのテーマからどちらかを選択し、同テーマで教化センター長指導のもと研修し指導者を目指していくことになった。

本年度、智山教化センターでは、教師講習所専門科・智山教化センター実修コース受講生として塩地義法師(新潟第一教区寺籍42番妙法院住職)1名を受け入れた。その講習内容は、下の表のとおりである。

現在、智山教化センターは、「調査・研究部」・「出版部」・「研修部」の3部門体制で本宗の教化活動についてさまざまな事業を展開している。したがって、塩地専門科受講生には、前述3部門における事業内容を3年間かけて横断的に研修していただく。

なお、2年次の年間課題は、主に出版部において新規教化資材の開発に携わり、3年次の年間課題は、主に調査・研究部において教化活動に関するレポートをまとめ『年報』で報告いただく予定である。

講習期間

教化の企画・立案をテーマに、原則として年10日程度の講習(3か年連続)。

1年次年間課題 ※2年次・3年次には別の課題を設定

教区教化研究会・檀信徒教化推進会議の開催企画案を作成し、教化センター内の研究会で発表するとともに、年度末開催の「運営セミナー」の資料として各教区へ配布する。

1年次講習内容

- 伝法院講座「阿字觀指導者のための教理と実践」と「寺院活性化論」各1回を受講し、2講座分の『宗報』報告原稿作成。
- 教師総合研修会を受講(2分科会を受講)し、そのうち1分科会分の『宗報』報告原稿作成。
- 愛宕薬師フォーラムを受講(今年度は2回)し、そのうち1講演分の『宗報』報告原稿作成。
- 檀信徒研修会(2泊3日)へ開催スタッフとして参加(事前打ち合わせ、翌日の結縁灌頂の実修を含む)。
- 『生きる力－SHINGON－』智山寺院探訪取材補助(新潟第一教区 寺籍37番乙寶寺)。
- 教区教化研究会・檀信徒教化推進会議についての講義を受講し、研究会において各研修会の新企画案を発表。
- 教区教化研究会講師補助(新潟第一教区教区教化研究会 意見交換会の司会者)。

アンケートからみる住職・教師・寺庭婦人のインターネットとの関わり方

智山教化センター所員 鈴木芳謙

現在、本宗には各教区長から推薦され、3年任期で委嘱される「教化モニター」が74名いる。そして、智山教化センターの運営や活動内容に関する事項や教化に関わる情報提供などの内容を含むアンケートに年3～4回ほどご協力いただいている。

また、今年度から智山寺庭婦人連合会の各教区の寺庭婦人会会長57名にも、アンケートを実施し、さまざまな視点からご意見をいただいている。

その中の今年度第2回のアンケートでは、インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)に関する質問事項を設け、ご回答いただいた。ここにその回答データを抜粋し、住職・教師・寺庭婦人とインターネットとの関わり方の一端を示すこととする。

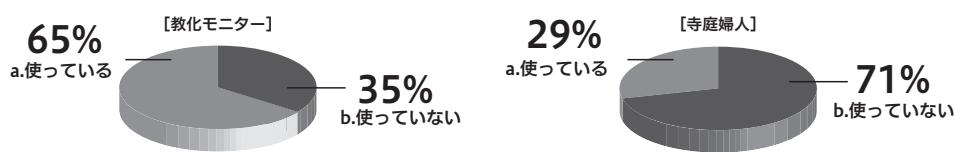
Q1 寺院のホームページやブログ、SNS(Facebookページ等)を開設していますか？



Q2 電子メールやSNSなどを檀信徒の方々、あるいは一般の方々とのやりとりに活用していますか？



Q3 SNSなどネットサービスなどを寺院ではなく、個人としてお使いですか？



(有効回答数：教化モニター 31通 寺庭婦人 39通)

以上から概観すると、Q1・Q2の結果のように、寺院からの発信としてのホームページやSNSの活用は、教化モニター・寺庭婦人ともに高くはない。しかし、Q3の「個人として活用しているか」では、教化モニターと寺庭婦人の回答に違いがみられた。教化モニターは、20歳代から30歳代・40歳代の住職・教師が多く回答していることも一因なのだろう。現代社会において特に若い世代を中心に、インターネットやSNSの活用が基本ツールの1つになっていることを鑑みれば当然のことかもしれない。

これらの回答は、次頁(36頁)からの専門員レポート(吉田住心専門員)の論稿にも関わるので、ご参考のうえ、専門員レポートを読み進めていただけたらと思う。

V 専門員レポート

進化するメディアと宗団との関わりについて

智山教化センター専門員 吉田住心

インターネットの社会的インパクト

インターネットの普及以来、その社会的インパクトの大きさは筆舌に尽くしがたいものがあります。当然、われわれのような伝統的な教団もその影響を大きく受けており、今後さまざまな点で自らの存立意義を再定義する必要性が高まっているといえるでしょう。今回は現在起こりつつあるネット社会の動静や問題などを取り上げ、われわれがそれらの問題に一体どう向き合うのがよいのかを考察してみたいと思います。

さて、社会的インパクトが筆舌に尽くしがたいという言葉を使いましたが、実際の所、それを実感できている人というのは、特にインターネット（以下、ネットと略します）をあまり使わない人にとってはよく判らないのが実情だと思います。それはひとつにはネットがテレビやラジオといった受動的なマスメディアではなく、あくまでも個々の能力の延長としての能動的なパーソナルメディアだからです。スイッチをつければ誰でも視聴できるテレビのような受動的メディアがもたらした均一性、同調性といった煌びやかさはネットの世界にはありません。ネットによる社会の変化はテレビ映像が流す「911テロ事件」や「ベルリンの壁」崩壊のような次の日には周辺の誰もが知っているような同時性の共有といったインパクトではなく、個々の能力に合わせて静かに影響力が浸透するような性質のものです。

同時にパーソナルメディアでありながらもネッ

トは電話などの一对一のメディアと違い、個々が一般のマスコミレベルの発信能力を備えています。もちろんこのことは昔から呼ばれていたことで「誰もが世界に発信できる」という宣伝文句はホームページブームなどを引き起こし、各寺院においても時代に乗り遅れまいと業者に依頼してホームページの制作などされたのは、もう10年以上前のことでしょう。ただ、いわれる程の効果があったかどうか実感できている寺院は殆どないのではないかでしょうか。せっかくホームページを立ち上げてもそれほど訪れる人がいるわけではなく、高い制作費を出したにしては効果がないというのが殆どのケースでしょう。そのような状況から、使わない人にとってはネットとは余り意味のないものといった印象のまま、10数年が経過しているというのが実状かと思います。

SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)の潮流

以前のネットにおいては、自ら発信するにはホームページ制作のための専門的な知識が必要となるため、制作会社や専門家の力が必要だったのですが、ここ10年ほどで状況が大きく変わりつつあります。それはFacebookやツイッター等のSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)の登場により個人が発信することのハードルが非常に低くなつた点です。そして発信といつても以前のホームページのように顔の見えない不特定多数に向けての漠然とした発信、「世界に向けて」などといった大げさな宣伝文句が踊るような行為というよりも、自分の日頃見聞きしたもの

をその時々で、友人やネット内の知り合いといった緩やかなコミュニティ内で共有する行為が中心になります。ただこのコミュニティは完全に閉鎖的なものではなく人から人へと情報が伝播するような形になりますので、全体を見渡せば非常に幅広い社会性があります。要するに一見すると身内同士のコミュニティ内での情報交換というこじんまりした印象がありますが、ホームページなどよりもはるかに「世界へ発信」するポテンシャルが詰まっているメディアでもあるわけです。

例えば、誰かが大事件の決定的瞬間の場に居合わせて、それをスマートフォンで撮影してSNSで共有したとします。するとそれを見た友人が、自分の知り合いに情報を共有し、それがさらなる共有を呼び込み、またたく間にSNS内にその情報が拡散していきます。これがどのような状況なのかを例えるならば、井戸端会議が距離や時間に関係なく無限に連鎖しているようなものです。通常の井戸端会議ならば参加人数や一度に聞ける人数も制限されるため、物理的条件によって情報の拡散は非常に緩慢ですが、SNS内はこの物理的制限がなく瞬時に情報が伝播します。ですから、現在ネット上ではテレビのニュース番組のお株を奪う程、いち早く事件の情報がSNSを通じて流れています。

情報拡散速度の増大に伴う社会問題

また情報拡散は得てして情報提供者の意図を超えてしまい、いわゆるSNSの炎上騒ぎというものが社会問題にもなっています。例えばアルバイト先で若者が面白半分でイタズラ写真をSNSに投稿としたところ、情報が予想以上に拡散してしまい、結果企業は社会的責任を問われ糾弾され、そして場合によっては店舗が閉鎖されてしまうといった事件です。投稿者は仲間内で見せ合う悪ふざけ程度の気持ちであっても、ネット内の情報拡散能力は彼らの意図をはるかに超えて大きな影響を生み出します。

逆にどんなに多くの人々に見てもらいたい、聞いてもらいたいと思っても、それ自体に魅力がなければ、全く何の反応もないというのもネットの大きな特徴でしょう。例えば動画投稿サイトなどでは多くのユーザーが競うように動画を投稿して、多くの人々に見てもらおうと評価を求める努力をしていますが、その大多数は再生数が二桁台で自分が再生した回数がそのうちの大半だったりします。そのため、どんなに努力して作っても何の反応も得られないといったことで孤独感を感じる人々はネット上では非常に増えているのも事実でしょう。ネット内ではこれら自らの承認欲求を満たすための「認知獲得競争」が熾烈を極めています。より注目を集めるためにデマを流したり、あるいは人を傷つけることをいったり、たとえ自分に対する評価が下がったとしても、センセーションを起こせたほうが、無反応の孤独感を感じるよりはマシであるという風潮さえあります。そういう意味では現在ネット内は、われわれが戒めとして禁じている妄語、綺語、悪口、両舌がそこかしこで溢れている悲しい現状があります。

宗団は一体どのように関わったらよいか

さて、宗団としてこれらのネット社会に如何に関わったらよいかという大きな課題があるわけですが、それは大きく分けて二つあるでしょう。ひとつはこのネットというツールを如何に有效地に活用するかという点。そしてもう一つはこれらネット社会で引き起こされる社会的問題と如何に付き合うかという点です。特に後者の視点なしに、単に企業や社会団体など他がやっているから流行に乗り遅れるなという意識のみで安易に手を出すことは余りよい結果を残さないでしょう。ここでは紙面の都合で言及しきれませんが、機会がありましたら、これらの社会問題のより細かい分析と、そして宗派として如何にネットと関わったらよいかについて提言をしてみたいと思います。

「仏さまに祈る」

智山教化センター専門員 原 豊壽

この世界にどのくらいの数の宗教が存在するか？ 全く想像もつかないが、宗教そのものはどんな世界にも存在する。それは同時に、神仏に祈るという行為が何処へ行こうが、あらゆる世界に存在することの証明でもある。では何故、人は祈るという行為を日常的に行うのか？ ここではそのことについて考える。

先ず、人が生きるのにどのような力が必要かということを考えてみよう。

人はこの世に生まれてから、相当長い間、自立して生きることはできない。父母や家族の力が必要である。つまり他を中心として生きる時代である。この時代は人の生き方、行動様式を学習する時代でもある。しかし、ある一定の時期が来れば、人は自立しなければならない。自力の時代である。この自力は健やかな身体と安らかな心によって支えられる。前者については仏陀は少欲知足を、後者については「諸惡莫作 衆善奉行（惡をなさず、善を行え）」を説いた。この時代も他力が必要なことはいうまでもない。自力と他力の折り合いがその人の人生を形成する上でいかに大切なことであるかは自明である。

他力とうまく折り合うためには三つの要素が必要とされる。一には「挨拶」あるいは礼儀といつてもよいだろう。二には「感謝」である。三には過てる時の「謝罪」である。

さて、自力と他力について簡単に述べたが、この二つはどちらも目に見えるものであり、ある一定の能力と経験値によって向上していくものである。

しかし、人の一生にはもう一つの目には見えない力が必要である。それは「運」と「縁」である。この世に生まれてきたことも、この世を去ることも、自力、他力ではどうにもならない。生まれるためにには父母の縁が必要であり、死はまた自己の運が大きく左右する。筆者も平成19年に大病を患い、死の淵を三日ほど彷徨ったが、幸い回復した。その退院の日奇しくも妻が「お父さんは運がよかった」といったのを覚えている。その時、「ああ、お不動さんが助けてくれた」と、子供のように思った。あのような時、キリスト教やイスラム教の人々は唯一の神が助けてくれたと思い、ヒンズー教の人々は多くの神々が助けてくれたと思うのだろう。祈る対象は違えども、その内容は人間である以上そう大差はない。西の人々も東の人々も、家族の幸福、身体の健全なること、災難消除、経済的繁栄などなど……。

この世界は、われわれの卑小な能力ではどうにもならないことばかりである。せっかくこの宇宙に生まれておきながら、何にも理解できずに終わるのが落ちだろう。第一人間の理解力はその大部分が言葉を媒体としている。言葉は合理性を求める。理屈に合わないものは自ずから排除される。理屈に合わないことの方が遙かに多いにもかかわらず。

人生の節目節目は理解不能なことが、数多く起こる。震災に遭遇し、亡くなつていった人々も、「何故自分が死ななければならないのか」に対する、答えはなかつただろう。残った人々は答えを求めるより、その犠牲者に祈りをささげるより他にない。

合掌

「教化雑感」

智山教化センター専門員 牧宥恵

それにつけても平成25年度の教化年次テーマポスター「仏さまに祈る」のインパクトは凄かった。黒いトーンの中に修法される総本山智積院化主第七十世寺田信秀猊下のお姿と紺衣の対比がなんとも絶妙であった。そういえば、前年度(平成24年)のポスターは総本山での朝勤行をご本尊さまの前から撮影されていてこれもこれでよかった。野球でいえば九回裏ツーアウト、二者連続ヒットというところか。果して次の打者は走者をホームに帰すことが出来るだろうか(呑気なことをいってはいる場合ではない!)。

檀信徒が庫裏の玄関を開けて寺族を待つ間というものはこれはこれで緊張するものだ。訪問者が寺に用事があって出向くというのはそれなりの覚悟(?)を持ってのことだろうから、庫裏の玄関でこのポスターを目にすることで生まれる安心は無言の「教化」になるはずである。製作スタッフ(智山教化センター)は上から目線になっていないか、教条的になっていないか、余りにも迎合していないか、それらに留意しながら、且つ、デザインの妙、配色の塩梅、文字のめり張り、一枚のポスターといえども「なにせ、素人集団なんで……」は許されないことである。グラフィックなデザイン作業は素人かもしれないが真言宗智山派の教化・布教は教師となった以上プロではないか。

そこには究極の利他行というエディトリアル(編集)が結晶化され、一枚のポスターが「一人でも多くの人に仏縁を作っていただきたい」という願いの結晶であるのだ。

おそらく数多くの仏像を刻んだ慶派(運慶・湛慶)もその想いで一心に鑿と槌を手にしたはずである。情報が過多に成り過ぎている現代にあってそれがSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)であろうと細分化されようと、仏教のよさ、弘法大師の凄さ、興教大師の実直さ、その人を、衆生に一瞬のうちに目に入れさせるポスター(だけではなく、HP・印刷物等々)は昔とは違う現代の仏像・仏画を作っているのではなかろうか。

一体の仏像が釈尊その人の教えに繋がっているように、この真言宗智山派の一枚のポスターも釈尊や弘法大師、興教大師に繋がっていなければならぬ。

と、智山教化センターの発行する一枚のポスターから書き連ねてみたものの、写仏教化はどうして? と大向うから声がかかりそうなので最後に「写仏」のこと等を少し……。強調する教化活動に入っている「写仏」は歴史(?)も浅いせいか、「写経」程一般化していないのが現状である(それは指導者である小生の責任といわれればそれまでですが……ハイ)。

「写仏は、仏のことを沈思黙考し、自らの手による作業で仏の心を墨一色で写しとる清淨行である」と信じて疑わないのだが、如何せん一般の人は図像を線でなぞる行為が絵画表現と結びつくのか「絵は苦手」となってしまう。「そうじゃないんです、一本の線の中に千の仏が宿っているつもりで次の一本の線にそれが続いて終えれば一体のそれが貴方の仏さまになっているのです」と、いい続けている。これからも写仏は「自利利他」を兼ね備えた仏への漸近線上に立っているといい続けて行きたい。

とにかく、智山教化センターが発信する情報は、ポスター1枚といえども「仏教のよさ」を伝えるものであって欲しいと願うのみ。それは、写仏教化にもいえるもの……。

合掌

VII その他

1. 購入図書

【一般図書】

書籍名	著者・編集者名	発行所
寺院備災ガイドブック	西郊良光	仏教NGOネットワーク
エンディングへの備え	中外日報社	中外日報社
仏教は世界を救うか	井上ウィマラ・藤田一照・西川隆範・鎌田東二	地湧社
協働のデザイン	世古一穂	学芸出版社
まんが仏教のひみつ	松本義弘・谷豊	学研
史実 中世仏教 第2巻	井原今朝男	興山舎
日本葬制史	勝田至	吉川弘文館
近代仏教教団とご詠歌	新堀歎乃	勉誠出版
葬式仏教正当論	鈴木隆泰	興山舎
天の仏像のすべて	山本道生	梶出版
明王像のすべて	山本道生	梶出版
えんぴつで書く般若心経練習帳	山本道生	梶出版
現代過疎問題の研究	山本努	恒星社厚生閣
日本の過疎問題	池上徹	東洋経済新報社
校正必携	日本エディタースクール	日本エディタースクール出版部
追善供養御本尊	小峰彌彦・中村幸真・児玉義隆	宝生山仏教研究所

【雑誌・新聞】

書名
大法輪
月刊住職
文化時報
高野山寺報
六大新報
中外日報
仏教タイムス

2. 寄贈図書・資料 宗内寺院・教会刊行物

【宗内寺院・教会定期刊行物】

刊行物	寄贈者名	備考
岩槻大師	弥勒密寺 岩槻大師	埼玉第4教区1
川崎大師だより	大本山川崎大師平間寺	神奈川教区1
お大師さまとともに	大本山川崎大師平間寺	神奈川教区1
桔梗通信	興性寺	岩手教区31
くすのかおり	岩間山 東漸寺	九州教区21
千の手	寂光院	東海教区35
高尾山報	大本山高尾山薬王院	東京多摩教区1
高尾山御寶曆	大本山高尾山薬王院	東京多摩教区1
高幡不動尊	別格本山高幡山金剛寺	東京多摩教区2
智光	大本山成田山新勝寺	下総印旛教区1
微笑	岩手教区布教師会	岩手教区布教師会
宝蓮寺通信	宝蓮寺	栃木南部教区26
法燈	東覚寺	東京東部教区28
まんだら通信	天神山紫雲寺	安房第2教区35
ボサツの声	延命院	東京西部教区5

【宗内寺院・教会刊行物(含、宗内寺院関係寄贈分)】

刊行物	発行所	寄贈者名
智泉	栃木智山青年会	栃木智山青年会
心の灯	岩手教区布教師会	岩手教区31 興性寺
長久寺	長久寺	埼玉第7教区1 長久寺
虚空	同人代表 小山榮雅	小宮一雄宗務総長
東日本大震災慰靈と復興への想い	真言宗智山派山形村山教区	山形村山教区29 圓應寺
日蓮宗新聞	日蓮宗新聞社	小宮一雄宗務総長
「臨床仏教」入門	株式会社白馬社	栃木南部教区26 實蓮寺
高野山金剛流御詠歌	高野山金剛講總本部	宮城教区73 観音寺
近代仏教を問う	株式会社春秋社	智山伝法院
牛伏寺誌		長野南部教区1 牛伏寺
上総第3教区大会DVD		上総第3教区15 藥王院
仏教を歩く	覚鑑と真言密教	埼玉第9教区1 宥勝寺
仏像半島	千葉市美術館・美術館連絡協議会	京阪教区30 海住山寺
富士山	株式会社小學館	山梨教区9 放光寺
持寶院物語	持寶院	北陸教区1 持寶院

【他宗派定期刊行物】

刊行物	寄贈者名
月刊「池上」	池上本門寺
アンジャリ	親鸞仏教センター
親鸞仏教センター通信	親鸞仏教センター
へんじょう	総本山善通寺
ちくまん	大本山 大覺寺
花園	妙心寺派教化センター
正法輪	妙心寺派宗務庁

【他宗派刊行物】

刊行物	発行	寄贈者名
現代と親鸞 第25・26・27号	親鸞仏教センター(真宗大谷派)	親鸞仏教センター
高野山檀信徒手帳	高野山出版社	密厳院(高野山真言宗)
浄土学 第50輯	浄土学研究会	浄土学研究会
観音経	総本山醍醐寺	真言宗醍醐寺派宗務本庁
仏前勤行次第	高野山真言宗布教研究所	高野山真言宗総本山金剛峰寺
天台宗檀信徒手帳	天台宗務庁内開宗千二百年慶讃大法会事務局布教部	天台宗務庁総務部出版室
No People No Life	日蓮宗全国檀信徒協議会	日蓮宗宗務院伝道部
つどい 平成23年度・平成24年度	三和印刷株式会社	真言宗豊山派宗務所教務部
青少年教化資料	真言宗豊山派宗務所	真言宗豊山派宗務所

【関係機関・団体定期刊行物】

刊行物	寄贈者名
びっぱら	全国青少年教化協議会
全仏	全日本仏教会
ナーム	南無の会
仏教情報誌ムディター	溝辺 了

【大学・関係機関・関係者】

刊行物	発行	寄贈者名
平成23年度成田山文化財団年報	特例民法法人成田山文化財団	成田山書道美術館
逸見梅栄コレクション画像資料 1	アジア図像集成研究会	金沢大学人文学類比較文化研究室 森雅秀氏
逸見梅栄コレクション画像資料 2	アジア図像集成研究会	金沢大学人文学類比較文化研究室 森雅秀氏
二宮金次郎の言葉と仕事	実業之日本社	成田山書道美術館
商人心	恒仁朗	成田山書道美術館
世田谷代官が見た幕末の江戸	角川マガジンズ	安藤優一郎
北陸宗教文化	北陸宗教文化学会	北陸宗教文化学会
月刊 仏事	鎌倉新書	鎌倉新書
法と宗教をめぐる現代的諸問題(5)	愛知学院大学宗教法制研究所	愛知学院大学
京都古書籍・古書画資料目録		勸學堂
部下を壊す上司たち	PHP研究所	金子雅臣氏
哲学はランチのあとで	風媒社	内藤理恵子氏

智山教化センターの役割と活動

智山教化センターは、真言宗智山派教化規程第二条「本宗の教化活動を効果あらしめるために、智山教化センターを設置する」の規定に基づき、真言宗智山派の教化を推進し、実動させるサポート機関です。

主な活動は、以下のとおりです。

- ①教化推進施策として真言宗智山派が掲げる「教化目標」「教化年次テーマ」の策定。
- ②真言宗智山派で主催する様々な研修会の企画・立案と運営協力。また、教区で主催する「教区教化研究会」「檀信徒教化推進会議」などの開催協力。
- ③教師・寺庭婦人を対象とした教化情報誌の企画・編集。檀信徒に真言宗智山派の教えや「教化目標」「教化年次テーマ」を知っていただくための教化誌の企画・編集。
- ④宗教文化全般、宗内寺院や他宗派の教化活動に関する情報収集や調査研究。

■ 智山教化センター構成員(平成25年4月～平成26年3月)

役職名	氏名	就任年月日	教区	寺院名
センター長	片野真省	H21.4.1	埼玉第1	真福密寺
常勤所員	小山龍雅	H10.4.1	東京西部	寶生院
	高岡邦祐	H13.4.1	埼玉第5	寶性院
	山川弘巳	H16.4.1	東京南部	圓應寺
	倉松隆嗣	H21.4.1	栃木南部	觀照院
	鈴木芳謙	H21.12.1	東京東部	香華院
	松平實心	H25.4.1	東海	寂光院中
	元山憲寿	H25.4.1	埼玉第1	寶嚴院中
非常勤所員	佐藤英順	H20.8.1	埼玉第11	長榮寺
	磯山正邦	H21.4.1	東京東部	正福寺中
	川口美保	H25.4.1	栃木北部	密乘院
専門員	北尾隆心	H 9.4.1	京阪	最勝寺
	牧宥恵	H11.4.1	長野南部	照光寺中
	佐藤雅晴	H13.4.1	宮城	岩誓寺
	佐脇貞憲	H15.4.1	京阪	海住山寺
	松平實胤	H15.4.1	東海	寂光院
	高野智哉	H17.4.1	佐渡	寶藏寺
	倉松俊弘	H17.4.1	栃木南部	藥王寺
	吉岡光雲	H22.10.1	東京北部	觀音寺
	吉田住心	H24.9.1	埼玉第9	地藏院
	原豊壽	H25.4.1	東京多摩	福傳寺
主事補	小泉暁輝	H25.4.1	埼玉第1	普門寺中
書記	小暮祐介	H25.4.1	上総第4	藥王寺中
	村磯頼裕	H22.4.1	東京東部	善福院中
雇員	福崎実穂	H25.4.1		

年報 第18号(平成25年度)

平成26年6月1日 発行

発行人 真言宗智山派宗務総長 小宮一雄

編集 智山教化センター

発行所 〒605-0951

京都市東山区東山大路七条下ル東瓦町964

総本山智積院内 真言宗智山派宗務庁

電話 075-541-5361(代表)

FAX 075-541-5364

印刷所 株式会社ディー・エイ・ティ・コーポレーション